《中華人民共和国商標法》改正前後の対照表

翻訳·整理 羊 建中&張 雨@CPA Tokyo

E-MAIL: tokyo@cpahkltd.com

旧法	旧法和訳	新 法	新法和訳
第一章 总 则	第一章 総則	第一章 总 则	第一章 総則
第一条 为了加强商标管理,保护商标专用权,促使生产、经营者保证商品和服务质量,维护商标信誉,以保障消费者和生产、经营者的利益,促进社会主义市场经济的发展,特制定本法。	第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促がし、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。	第一条 为了加强商标管理,保护商标专用权,促使生产、经营者保证商品和服务质量,维护商标信誉,以保障消费者和生产、经营者的利益,促进社会主义市场经济的发展,特制定本法。	第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者、経営者に商品と役務の品質の保証を促し、商標の信用を維持し、よって消費者と生産者、経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進するため、本法を制定する。
第二条 国务院工商行政 管理部门商标局主管全国商标 注册和管理的工作。 国务院工商行政管理部门 设立商标评审委员会,负责处理 商标争议事宜。	第二条 国務院の工商行政管理部門 商標局は、全国の商標登録及び管理業 務を主管する。 国務院工商行政管理部門は、商標評 審委員会を設置し、商標争議に係わる 事項の処理に責任を負う。	第二条 国务院工商行政 管理部门商标局主管全国商标 注册和管理的工作。 国务院工商行政管理部门 设立商标评审委员会,负责处理 商标争议事宜。	第二条 国務院工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理の業務を主管する。 国務院工商行政管理部門は商標評審委員会を設置し、商標争議事案の処理に責任を負う。
第三条 经商标局核准注	第三条 商標局の審査を経て登録さ れた商標を登録商標という。登録商標	第三条 经商标局核准注	第三条 商標局の許可を受けて登録 された商標は登録商標とし、これには

册的商标为注册商标,包括商品 商标、服务商标和集体商标、证 明商标;商标注册人享有商标专 用权,受法律保护。

本法所称集体商标,是指以 团体、协会或者其他组织名义注 册,供该组织成员在商事活动中 使用,以表明使用者在该组织中 的成员资格的标志。

本法所称证明商标,是指由 对某种商品或者服务具有监督 能力的组织所控制,而由该组织 以外的单位或者个人使用于其 商品或者服务,用以证明该商品 或者服务的原产地、原料、制造 方法、质量或者其他特定品质的 标志。

集体商标、证明商标注册和 管理的特殊事项,由国务院工商 行政管理部门规定。 は、商品商標、役務商標、団体商標、 及び証明商標とからなる。商標登録権 者は商標専用権を享有し、この法律の 保護を受ける。

この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章のことを言う。

この法律でいう証明商標とは、監督 能力を有する組織の管理下にある特 定の商品又は役務に対して使用する ものであって、かつ当該組織以外の事 業単位又は個人がその商品又は役務 について使用し、同商品又は役務の原 産地、原材料、製造方法、品質又はそ の他の特別な品質を証明するために 用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に 関する事項は国務院工商行政管理部 門により規定される。 册的商标为注册商标,包括商品 商标、服务商标和集体商标、证 明商标;商标注册人享有商标专 用权,受法律保护。

本法所称集体商标,是指以 团体、协会或者其他组织名义注 册,供该组织成员在商事活动中 使用,以表明使用者在该组织中 的成员资格的标志。

本法所称证明商标,是指由 对某种商品或者服务具有监督 能力的组织所控制,而由该组织 以外的单位或者个人使用于其 商品或者服务,用以证明该商品 或者服务的原产地、原料、制造 方法、质量或者其他特定品质的 标志。

集体商标、证明商标注册和 管理的特殊事项,由国务院工商 行政管理部门规定。 商品商標、役務商標及び団体商標、証明商標を含む。商標登録者は商標専用権を有し、法律の保護を受ける。

本法にいう団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録し、当該組織の構成員が商事活動における使用に供し、使用者の当該組織構成員の資格を表示する標識を言う。

本法にいう証明商標とは、特定の商品または役務に対して監督能力を有する組織が管理し、当該組織以外の単位または個人の商品または役務に使用され、当該商品または役務の原産地、原料、製造方法、品質またはその他の特定な品質の証明に用いる標識を言う。

団体商標、証明商標の登録と管理に 関する特別事項は、国務院工商行政管 理部門により規定する。 第四条 自然人、法人或 者其他组织对其生产、制造、加 工、拣选或者经销的商品,需要 取得商标专用权的,应当向商标 局申请商品商标注册。

自然人、法人或者其他组织 对其提供的服务项目,需要取得 商标专用权的,应当向商标局申 请服务商标注册。

本法有关商品商标的规定,适用于服务商标。

第五条 两个以上的自然 人、法人或者其他组织可以共同 向商标局申请注册同一商标,共 同享有和行使该商标专用权。

第六条 国家规定必须使 用注册商标的商品,必须申请商 标注册,未经核准注册的,不得 在市场销售。

第七条 商标使用人应当

第四条 自然人、法人又はその他の 組織が、その生産、製造、加工、選定 又は販売する

商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品の商標登録を出願しなければならない。

自然人、法人又はその他の組織が、 その提供する役務内容について商標 専用権を取得する必要がある場合に は、商標局に役務商標の登録を出願し なければならない。

この法律の商品商標に関する規定は役務商標に適用する。

第五条 二以上の自然人、法人又は その他の組織は、商標局に共同で同一 の商標登録を出願し、共同で同商標権 を享有、行使することができる。

第六条 国が登録商標を使用すべき 旨を定めた商品については、商標登録 出願をしなければならない。登録が未 だ認められていないときは、市場で販 売することができない。

第七条 商標を使用する者は、その

第四条 自然人、法人或者 其他组织在生产经营活动中,对 其商品或者服务需要取得商标 专用权的,应当向商标局申请商 标注册。

(第一款、第二款合并)

本法有关商品商标的规定,适用于服务商标。

第四条 自然人、法人またはその他の組織は、生産、経営活動において、 その商品または役務について商標専 用権を取得する必要があるときは、商 標局に商標登録を出願しなければな らない。

本法の商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。

第五条 两个以上的自然 人、法人或者其他组织可以共同 向商标局申请注册同一商标,共 同享有和行使该商标专用权。

第六条 法律、行政法规规 定必须使用注册商标的商品,必 须申请商标注册,未经核准注册 的,不得在市场销售。

第七条 申请注册和使用

第五条 二人以上の自然人、法人またはその他の組織は、商標局に対し共同で一つの商標の登録出願を行い、共同で同商標権を有し、行使することができる。

第六条 法律、行政法規が登録商標を使用しなければならないと定めた商品について、商標登録出願しなければならない。登録が許可されない場合、市場で販売してはならない。

第七条 商標の登録出願と使用は、

对其使用商标的商品质量负责。 各级工商行政管理部门应当通 过商标管理,制止欺骗消费者的 行为。	商標を使用する商品の品質に責任を 負わなければならない。各クラスの工 商行政管理部門は、商標管理によって 消費者を欺瞞する行為を禁止しなけ ればならない。	商标,应当遵循诚实信用原则。 商标使用人应当对其使用 商标的商品质量负责。各级工商 行政管理部门应当通过商标管 理,制止欺骗消费者的行为。	信義誠実の原則に従わなければならない。
第八条 任何能够将自然 人、法人或者其他组织的商品与 他人的商品区别开的可视性标 志,包括文字、图形、字母、数 字、三维标志和颜色组合,以及 上述要素的组合,均可以作为商 标申请注册。	第八条 自然人、法人又はその他の 組織の商品を他人の商品と区別する ことができるいかなる視覚的標章(文 字、図形、アルファベット、数字、立 体的形状及び色彩の組合せ、並びにこ れらの要素の組合せを含む)は、全て 商標として登録出願することができ る。	第八条 任何能够将自然 人、法人或者其他组织的商品与 他人的商品区别开的标志,包括 文字、图形、字母、数字、三维 标志、颜色组合和声音等,以及 上述要素的组合,均可以作为商 标申请注册。	第八条 文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、及びこれらの組合せを含め、自然人、法人またはその他の組織の商品を他人の商品と区別できるいかなる標章は、商標として登録出願することができる。
第九条 申请注册的商标, 应当有显著特征,便于识别,并 不得与他人在先取得的合法权 利相冲突。 商标注册人有权标明"注册 商标"或者注册标记。	第九条 登録出願にかかる商標は、 顕著な特徴を有し、容易に識別でき、 かつ他人の先に取得した合法的権利 と抵触してはならない。 商標権者は「登録商標」又は登録済 みの表示を表記する権利を有する。	第九条 申请注册的商标, 应当有显著特征,便于识别,并 不得与他人在先取得的合法权 利相冲突。 商标注册人有权标明"注册 商标"或者注册标记。	第九条 登録出願商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別できるものでなければならず、かつ、他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。 商標登録者は「登録商標」または登録マークを表記する権利を有する。
第十条 下列标志不得作	第十条 次に掲げる標章は、商標と	第十条 下列标志不得作	第十条 次に掲げる標章は商標とし

て使用してはならない。

して使用してはならない。

为商标使用:

- (一)同中华人民共和国的 国家名称、国旗、国徽、军旗、 勋章相同或者近似的,以及同中 央国家机关所在地特定地点的 名称或者标志性建筑物的名称、 图形相同的;
- (二)同外国的国家名称、国 旗、国徽、军旗相同或者近似的, 但该国政府同意的除外;
- (三)同政府间国际组织的 名称、旗帜、徽记相同或者近似 的,但经该组织同意或者不易误 导公众的除外:
- (四)与表明实施控制、予以 保证的官方标志、检验印记相同 或者近似的,但经授权的除外:
- (五)同"红十字"、"红新月" 的名称、标志相同或者近似的:
 - (六)带有民族歧视性的;
 - (七)夸大宣传并带有欺骗

- (一)中華人民共和国の国名、国旗、 国章、軍旗、勲章と同一又は類似した もの及び中央国家機関所在地の特定 地名又は標章性を有する建築物の名 称若しくは図形と同一のもの。
- (二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。
- (三)各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。
- (四)管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標章、 又は検査印と同一又は類似したもの。 但し、その権利の授権を得ている場合 にはこの限りではない。
- (五)「赤十字」、「赤新月」の名 称、標章と同一又は類似したもの。
- (六) 民族差別扱いの性格を帯びた もの。
- (七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。

为商标使用:

- (一)同中华人民共和国的国家名称、国旗、国徽、<u>国歌、</u>军旗、军徽、<u>军歌、</u>勋章等相同或者近似的,以及同中央国家机关的名称、标志、所在地特定地点的名称或者标志性建筑物的名称、图形相同的:
- (二)同外国的国家名称、国旗、国徽、军旗等相同或者近似的,但该国政府同意的除外;
- (三)同政府间国际组织的名称、旗帜、徽记等相同或者近似的,但经该组织同意或者不易误导公众的除外;
- (四)与表明实施控制、予以 保证的官方标志、检验印记相同 或者近似的,但经授权的除外;
- (五)同"红十字"、"红新月" 的名称、标志相同或者近似的;
 - (六)带有民族歧视性的;

- (一)中華人民共和国の国名、国旗、 国章、<u>国歌</u>、軍旗、軍章、<u>軍歌</u>、勲章 等と同一または類似のもの、及び中央 国家機関の<u>名称、標章</u>、所在地の特定 地名またはシンボル的な建築物の名 称、図形と同一のもの。
- (二)外国の国名、国旗、国章、軍旗などと同一または類似のもの。但し、当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りでない。
- (三)政府間国際組織の名称、旗、徽章などと同一または類似のもの。但し、当該組織の承諾を得ているもの、または公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りでない。
- (四)管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標章、 又は検査印と同一または類似のもの。 但し、その権利の授権を得ている場合 にはこの限りでない。
- (五)「赤十字」、「赤新月」の名 称、標章と同一または類似のもの。
- (六)民族差別扱いの性格を帯びた もの。
 - (七) 欺瞞性を帯び、商品の品質等

性的;

(八)有害于社会主义道德 风尚或者有其他不良影响的。

县级以上行政区划的地名 或者公众知晓的外国地名,不得 作为商标。但是,地名具有其他 含义或者作为集体商标、证明商 标组成部分的除外;已经注册的 使用地名的商标继续有效。 (八)社会主義の道徳、風習を害し、 又はその他公序良俗に反するもの。

県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。

(七)带有欺骗性,容易使公 众对商品的质量等特点或者产 地产生误认的;

(八)有害于社会主义道德 风尚或者有其他不良影响的。

县级以上行政区划的地名 或者公众知晓的外国地名,不得 作为商标。但是,地名具有其他 含义或者作为集体商标、证明商 标组成部分的除外;已经注册的 使用地名的商标继续有效。 の特徴または産地について公衆に誤認を生じさせやすいもの。

(八) 社会主義道徳、風習を害し、またはその他公序良俗に反するもの。 県クラス以上の行政区画の地名または公衆に知られた外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち、または団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りでない。既に登録された地名を使った商標は引き続き有効である。

第十一条 下列标志不得 作为商标注册:

- (一) 仅有本商品的通用名称、图形、型号的:
- (二) 仅仅直接表示商品的 质量、主要原料、功能、用途、 重量、数量及其他特点的;
 - (三)缺乏显著特征的。

前款所列标志经过使用取得显著特征,并便于识别的,可

第十一条 以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。

- (一) その商品に単に一般的に用い られる名称、図形、記号
- (二)単なる商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの
- (三)顕著な特徴に欠けるもの 前項に掲げる標章が、使用により顕 著な特徴を有し、かつ容易に識別可能 なものとなった場合には、商標として

第十一条 下列标志不得 作为商标注册:

- (一)仅有本商品的通用名称、图形、型号的;
- (二)<u>仅</u>直接表示商品的质量、主要原料、功能、用途、重量、数量及其他特点的;
- (三)其他缺乏显著特征的。 前款所列标志经过使用取 得显著特征,并便于识别的,可

第十一条 次に掲げる標章は商標 として登録することができない。

- (一)その商品の普通名称、図形、品番のみからなるもの。
- (二)商品の品質、主要原料、機能、 用途、重量、数量及びその他の特徴を 直接的に表すものに過ぎないもの。
- (三)顕著な特徴に欠けるその他のもの。

前項に掲げる標章は、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能なものになった場合には、商標として登

以作为商标注册。

登録することができる。

以作为商标注册。

録することができる。

第十二条 以三维标志申请 注册商标的,仅由商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状,不得注册。

第十二条 立体標章をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。

第十三条 同一又は類似の商品につ

いて出願した商標が、中国で登録され

ていない他人の著名商標を複製、模倣

又は翻訳したものであって、かつ同著

名商標と容易に混同を生じさせる場

第十二条 以三维标志申请 注册商标的,仅由商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状,不得注册。

第十二条 立体的形状をもって商標 登録を出願する場合、単にその商品自 体の性質により生じた形状、技術的効 果を得るために必要な形状または商 品に本質的な価値を備えさせるため の形状に過ぎない場合、これを登録し てはならない。

第十三条 就相同或者类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人未在中国注册的驰名商标,容易导致混淆的,不予注册并禁止使用。

前、不予注册升祭正使用。 就不相同或者不相类似商 品申请注册的商标是复制、摹仿 或者翻译他人已经在中国注册 的驰名商标,误导公众,致使该 驰名商标注册人的利益可能受 到损害的,不予注册并禁止使 高には、その登録とその使用を禁止する。 同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同著名商標権者の利益に損害を与 え得る場合には、その登録とその使用

を禁止する。

第十三条

为相关公众所熟知的商标, 持有人认为其权利受到<u>侵害</u>时, 可以依照本法规定请求驰名商 标保护。

就相同或者类似商品申请 注册的商标是复制、摹仿或者翻 译他人未在中国注册的驰名商 标,容易导致混淆的,不予注册 并禁止使用。

就不相同或者不相类似商 品申请注册的商标是复制、摹仿 或者翻译他人已经在中国注册 第十三条 関連公衆に熟知された商標であって、その所有者が自分の権利を侵害されたと認識する場合に、本法の規定に基づいて著名商標保護(「著名商標認定」)を申請することができる。

同一または類似の商品について出願した商標は、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したものであって、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。

同一または類似でない商品につい て出願した商標は、中国で登録されて いる他人の著名商標を複製、模倣また

用。

7

		的驰名冏怀,侯守公众,致使该	け
		驰名商标注册人的利益可能受	誤
		到损害的,不予注册并禁止使	利
		用。	そ业
第十四条 认定驰名商标	第十四条 著名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。	第十四条 驰名商标应当	関
应当考虑下列因素: (一)相关公众对该商标的	(一) 関連公衆の当該商標に対する	根据当事人的请求,作为处理涉及商标案件需要认定的事实进	<u>O</u>
知晓程度;	認知度 (二)当該商標の持続的な使用期間	行认定。认定驰名商标应当考虑	<u>標</u> 名
(二)该商标使用的持续时 间;	(三)当該商標のあらゆる宣伝の持 続期間、程度及び地理的範囲	下列因素: (一) 相关公众对该商标的	て
(三)该商标的任何宣传工	(四) 当該商標の著名商標としての 保護記録	知晓程度;	知
作的持续时间、程度和地理范 围:	(五) 当該商標の著名であることの	(二)该商标使用的持续时间;	
(四)该商标作为驰名商标	その他の要因	(三)该商标的任何宣传工	期
受保护的记录;		作的持续时间、程度和地理范	護
(五)该商标驰名的其他因素。		围; (四)该商标作为驰名商标	0)
		受保护的记录;	<u>よ</u>
		(五)该商标驰名的其他因	13

的驰名商标,误导公众,致使该 は翻訳したものであって、かつ公衆に 驰名商标注册人的利益可能受 誤認を生じさせ、同著名商標権利者の 利益に損害を与える恐れがある場合、 その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。

第十四条 <u>当事者の申請に基づき、</u> 関連商標案件を処理するに際し認定 の事実を必要とする場合には、著名商 標の認定を行わなければならない。著 名商標の認定は以下の要素を考慮し て行わなければならない。

- (一)関連公衆の同商標に対する認 知度
 - (二)同商標の継続的な使用期間
- (三)同商標のあらゆる宣伝の継続 期間、程度及び地理的範囲
- (四)同商標の著名商標としての保 護記録
- (五)同商標の著名であることのそ の他の要因

商標出願審査、工商行政管理部門に よる商標違法案件の調査、処理の過程 において、当事者が本法第十三条の規 定に基づき権利を主張する場合、商標 局は案件審査、処理の必要に応じて、

素。

在商标注册审查、工商行政

管理部门查处商标<u>违法案件过</u> 程中,当事人依照本法第十三条 规定主张权利的,商标局根据审 查、处理案件的需要,可以对商 标驰名情况作出认定。

在商标争议处理过程中,当 事人依照本法第十三条规定主 张权利的,商标评审委员会根据 处理案件的需要,可以对商标驰 名情况作出认定。

在商标民事、行政案件审理 过程中,当事人依照本法第十三 条规定主张权利的,最高人民法 院指定的人民法院根据<u>审理</u>案 件的需要,可以对商标驰名情况 作出认定。

生产、经营者不得将'驰名 商标'字样用于商品、商品包装 或者容器上,或者用于广告宣 <u>商標の著名状況について認定を行う</u> ことができる。

商標争議案件処理の過程において、 当事者が本法第十三条の規定に基づ き権利を主張する場合、商標評審委員 会は案件処理の必要に応じて、商標の 著名状況について認定を行うことが できる。

商標の民事、行政案件審理の過程に おいて、当事者が本法第十三条の規定 に基づき権利を主張する場合、最高人 民法院の指定を受けた人民法院は案 件審理の必要に応じて、商標の著名状 況について認定を行うことができる。

生産者、経営者は、「著名商標」という文字を商品、商品の包装又は容器に、或いは、広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用してはならない。

第十五条 未经授权,代理 人或者代表人以自己的名义将 被代理人或者被代表人的商标 进行注册,被代理人或者被代表 人提出异议的,不予注册并禁止 使用。

第十五条 授権されていない代理人 又は代表者が自らの名義により被代 理人又は被代表者の商標について登 録出願を行い、また被代理人又は被代 表者が異議を申し立てた場合には、そ の出願を拒絶しかつその使用を禁止 する。 传、展览以及其他商业活动中。

第十五条 未经授权,代理 人或者代表人以自己的名义将 被代理人或者被代表人的商标 进行注册,被代理人或者被代表 人提出异议的,不予注册并禁止 使用。

就同一种商品或者类似商品申请注册的商标与他人在先使用的未注册商标相同或者近似,申请人与该他人具有前款规定以外的合同、业务往来关系或者其他关系而明知该他人商标存在,该他人提出异议的,不予注册。

第十六条 商标中有商品的地理标志,而该商品并非来源于该标志所标示的地区,误导公众的,不予注册并禁止使用;但是,已经善意取得注册的继续有效。

第十五条 授権されていない代理人 または代表人が自らの名義で被代理 人または被代表人の商標について登 録出願を行った場合、被代理人または 被代表人が異議を申し立てた場合に は、その出願を拒絶し、かつその使用 を禁止する。

同一または類似の商品において登録出願を行った商標が他人により先に使用された未登録商標と同一または類似であり、かつ、出願人が当該他人と前項規定以外の契約、業務取引関係またはその他の関係を有することで当該他人の商標の存在を知っている場合、当該他人が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。

第十六条 地理的表示を含む商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく、公衆に誤認を生じさせる場合、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは引き続き有効である。

第十六条 商标中有商品的地理标志,而该商品并非来源于该标志所标示的地区,误导公众的,不予注册并禁止使用;但是,已经善意取得注册的继续有效。

第十六条 地理的表示を含めた商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録とその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。

前項にいう地理的表示とは、商品が

前款所称地理标志,是指标 前款所称地理标志,是指标 その地域に由来することを示し、同商 前項に言う地理的表示とは、商品が その地域に由来することを示し、同商 示某商品来源于某地区,该商品 品の特定の品質、信用又はその他の特 示某商品来源于某地区,该商品 徴が、主に同地域の自然的要素及び人 品の特定の品質、信用またはその他の 的特定质量、信誉或者其他特 的特定质量、信誉或者其他特 文的要素によって形成されたものの 特徴が主に同地域の自然的要素及び 征,主要由该地区的自然因素或 征,主要由该地区的自然因素或 表示をいう。 人文的要素によって形成されるもの 者人文因素所决定的标志。 者人文因素所决定的标志。 の表示をいう。 第十七条 外国人或者外 第十七条 外国人或者外 第十七条 外国人または外国企業が 第十七条 外国人又は外国企業が中 国企业在中国申请商标注册的, 国に商標登録を出願する場合、その所 国企业在中国申请商标注册的, 中国で商標登録出願を行う場合、その 属国が中華人民共和国と締結した取 所属国が中華人民共和国と締結した 应当按其所属国和中华人民共 应当按其所属国和中华人民共 決め、又は相互に加盟する国際条約、 協定、或いは、共同で加盟した国際条 和国签订的协议或者共同参加 和国签订的协议或者共同参加 或いは相互主義の原則によって手続 約、或いは、相互主義の原則に従って 的国际条约办理,或者按对等原 的国际条约办理,或者按对等原 きを行うものとする。 手続きを行うものとする。 则办理。 则办理。 第十八条 外国人或者外 第十八条 外国人又は外国企業が中 第十八条 商標登録出願またはその 第十八条 申请商标注册或者 他の商標業務は、自ら行うことがで 国で商標登録を出願し又はその他の 国企业在中国申请商标注册和 办理其他商标事官,可以自行办 商標関連事項を申請する場合、国が認 き、或いは、法に基づいて設立された 办理其他商标事官的,应当委托 理,也可以委托依法设立的商标 商標代理機構に委託して行うことが 可した商標代理資格を有する代理組 国家认可的具有商标代理资格 織に委託しなければならない。 できる。 代理机构办理。 的组织代理。 外国人または外国企業が中国で商 外国人或者外国企业在中 標登録出願及びその他の商標業務を 国申请商标注册和办理其他商 行う場合、法に基づいて設立された商 標代理機構に委託して行わなければ 标事官的,应当委托依法设立的 ならない。 商标代理机构办理。 第十九条 商標代理機構は、信義誠 第十九条 商标代理机构应当

遵循诚实信用原则,遵守法律、 行政法规,按照被代理人的委托 办理商标注册申请或者其他商 标事宜;对在代理过程中知悉的 被代理人的商业秘密,负有保密 义务。

委托人申请注册的商标可能存在本法规定不得注册情形的,商标代理<u>机构</u>应当明确告知委托人。

商标代理<u>机构</u>知道或者应 当知道委托人申请注册的商标 属于本法第十五条和第三十二 条规定情形的,不得接受其委 托。

商标代理<u>机构</u>除对其代理 服务申请商标注册外,不得申请 注册其他商标。 実の原則に基づいて、法律、行政法規 を遵守し、被代理人の委託に従って商 標登録出願またはその他の商標業務 を行わなければならない。代理の過程 において入手した被代理人の商業秘 密について、守秘義務を負う。

委託人の登録出願商標について、本法の規定によりその登録を認めてはならない可能性がある場合、商標代理機構はその旨を明確に委託人に告知しなければならない。

商標代理機構は、委託人の登録出願 商標が本法第十五条及び第三十二条 に定める状況に該当することを知り、 或いは、知り得た場合、その委託を引 き受けてはならない。

商標代理機構は自らの代理業務に ついて商標登録を出願する以外に、そ の他の商標を出願してはならない。

		第二十条 商标代理行业组织应当 <u>按照</u> 章程规定,严格执行吸纳会员的条件,对违反行业自律规范的会员实行惩戒。商标代理行业组织对其吸纳的会员和对会员的惩戒情况,应当及时向社会公布。 第二十一条 商标国际注册 <u>遵</u> 值中华人民共和国缔结或者参加的有关国际条约 <u>确立的制度</u> ,具体办法由国务院规定。	第二十条 商標代理業界組織は規約 に従い、会員加入の条件を厳格に執行 し、業界自律規範に違反した会員に対 し懲戒を行わなければならない。商標 代理業界組織は、加入を認めた会員及 び会員に対する懲戒状況について、適 時に社会に公布しなければならない。 第二十一条 商標国際登録は、中華 人民共和国が締結した、或いは、加盟 した関連国際条約により確立された 制度に従う。具体的方法は国務院によ り規定する。
第二章 商标注册的申请	第二章 商標登録の出願	第二章 商标注册的申请	第二章 商標登録の出願
第十九条 申请商标注册的,应当按规定的商品分类表填报使用商标的商品类别和商品名称。	第十九条 商標登録を出願するときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品類及び商品名を明記しなければならない。	第二十二条 商标注册申请人 应当按规定的商品分类表填报 使用商标的商品类别和商品名 称,提出注册申请。 商标注册申请人可以通过 一份申请就多个类别的商品申 请注册同一商标。 商标注册申请等有关文件,	第二十二条 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品の区分及び商品の名称を明記し、登録出願を提出しなければならない。 商標登録出願人は、一つの出願で複数区分の商品について同一商標の登録出願をすることができる。 商標登録出願等の関連書類は、書面方式または電子データ方式で提出す

		可以以书面方式或者数据电文 方式提出。 (将第十九条、第二十条合并, 作为第二十二条,并修改)	<u>ることができる。</u>
第二十条 商标注册申请 人在不同类别的商品上申请注 册同一商标的,应当按商品分类 表提出注册申请。	第二十条 商標登録出願人は異なる 区分の商品について同一の商標を出 願する場合には、商品区分表に従い出 願をしなければならない。	删除本条,并入第二十一条(作为第二款)	
第二十一条 注册商标需要在同一类的其他商品上使用的,应当另行提出注册申请。	第二十一条 登録商標を同一区分の その他の商品に使用する必要がある 場合には、別に登録出願しなければな らない。	第二十三条 注册商标需要在核定使用范围之外的商品上取得商标专用权的,应当另行提出注册申请。	第二十三条 登録された範囲以外の 商品について登録商標の商標専用権 を取得する必要がある場合、別途登録 出願を提出しなければならない。
第二十二条 注册商标需要改变其标志的,应当重新提出注册申请。	第二十二条 登録商標がその標章を 変更する必要がある場合には、新規に 登録出願をしなければならない。	第二十四条 注册商标需要改变其标志的,应当重新提出注册申请。	第二十四条 登録商標についてその 態様を変更する必要がある場合、改め て登録出願を提出しなければならな い。
第二十三条 注册商标需要变更注册人的名义、地址或者其他注册事项的,应当提出变更申请。	第二十三条、登録商標が登録者の名 義、住所又はその他の登録事項を変更 する必要がある場合には、変更出願を しなければならない。	(移至第四十一条)	
第二十四条 商标注册申	第二十四条、商標登録出願人は、そ の商標を外国で初めて登録出願をし	第二十五条 商标注册申	第二十五条 商標登録出願人はその 商標を外国で初めて登録出願を提出

请人自其商标在外国第一次提 出商标注册申请之日起六个月 内,又在中国就相同商品以同一 商标提出商标注册申请的,依照 该外国同中国签订的协议或者 共同参加的国际条约,或者按照 相互承认优先权的原则,可以享 有优先权。

依照前款要求优先权的,应 当在提出商标注册申请的时候 提出书面声明,并且在三个月内 提交第一次提出的商标注册申 请文件的副本;未提出书面声明 或者逾期未提交商标注册申请 文件副本的,视为未要求优先 权。

第二十五条 商标在中国 政府主办的或者承认的国际展 览会展出的商品上首次使用的, 自该商品展出之日起六个月内, 该商标的注册申请人可以享有 た日から6ヶ月以内に中国で同一商品 について同一の商標登録出願をする 場合には、当該国と中国が締結した取 決め又は共同で加盟している国際条 約、若しくは相互に承認する優先権の 原則に従って、優先権を享受すること ができる。

前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録を出願するときに書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。 書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。

第二十五条、その商標が中国政府の 主催又は承認した国際展示会に出展 した商品に最初に使用された場合で あって、かつ同商品が出展された日か ら6ヶ月以内である場合には、同商標 出願人は優先権を享受することがで 请人自其商标在外国第一次提 出商标注册申请之日起六个月 内,又在中国就相同商品以同一 商标提出商标注册申请的,依照 该外国同中国签订的协议或者 共同参加的国际条约,或者按照 相互承认优先权的原则,可以享 有优先权。

依照前款要求优先权的,应 当在提出商标注册申请的时候 提出书面声明,并且在三个月内 提交第一次提出的商标注册申 请文件的副本;未提出书面声明 或者逾期未提交商标注册申请 文件副本的,视为未要求优先 权。

第二十六条 商标在中国 政府主办的或者承认的国际展 览会展出的商品上首次使用的, 自该商品展出之日起六个月内, 该商标的注册申请人可以享有 した日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一商標の登録出願を提出する場合、当該外国と中国と締結した協定、或いは、共同で加盟している国際条約、或いは、優先権相互承認の原則に従い、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張する場合、商標登録出願を提出するときに書面声明を提出し、かつ、3ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面声明を提出しなく、または期限内に最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しない場合には、その優先権を主張されなかったものとみなす。

第二十六条 中国政府の主催また は承認した国際展示会に出展した商 品に最初に使用された商標であって、 かつ、同商品の出展日から6ヶ月以内 である場合、同商標の出願人は優先権 を享受することができる。

优先权。	きる。	优先权。	前項規定により優先権を主張する
依照前款要求优先权的,应	前項規定により、優先権を主張して	依照前款要求优先权的,应	場合、商標登録出願を提出するとき
当在提出商标注册申请的时候	商標登録を出願するときは、商標登録	当在提出商标注册申请的时候	は、書面声明を提出し、かつ3ヶ月以
提出书面声明,并且在三个月内	の願書を提出するときに書面により	 提出书面声明,并且在三个月内	内にその商品が出展された展示会の
提交展出其商品的展览会名称、	主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された	提交展出其商品的展览会名称、	名称、出展商品に同商標を使用した証 拠、出展期日等の証明書類を提出しな
在展出商品上使用该商标的证	西展された展示芸の名称、面展された 商品に同商標を使用した証拠、出展期	在展出商品上使用该商标的证	拠、山展朔日等の証明書類を促出しな ければならない。書面声明を提出しな
	日などの証明書類を提出しなければ	22, 1, 2, 1,	い、または期限内に証明書類を提出し
据、展出日期等证明文件;未提出,	ならない。書面による主張を提出しな	据、展出日期等证明文件;未提	ない場合、その優先権を主張されなか
出书面声明或者逾期未提交证	いか又は期間を満了しても証明書類	出书面声明或者逾期未提交证	ったものとみなす。
明文件的,视为未要求优先权。	を提出しない場合には、優先権を主張	明文件的,视为未要求优先权。	
	しないもとみなす。		
第二十六条 为申请商标	第二十六条、商標登録出願のために	第二十七条 为申请商标	第二十七条 商標登録出願のために
注册所申报的事项和所提供的	申請する事項と提出した資料は、真	注册所申报的事项和所提供的	申請した事項と提出した資料は、真
材料应当真实、准确、完整。	実、正確、完全でなければならない。	材料应当真实、准确、完整。	実、正確、完全なものでなければなら
 第三章 标注册的审查和核准	*** ***	第三章 商标注册的审查和核准	ない。
	第三章 商標登録の審査及び許可		第三章 商標登録の審査及び許可
第二十七条 申请注册的	第二十七条 登録出願にかかる商標	第二十八条 对申请注册	第二十八条 登録出願にかかる商標
商标,凡符合本法有关规定的,	が、この法律の関係規定を満たすとき	的商标,商标局应当自收到商标	について、商標局は商標登録出願書類
由商标局初步审定,予以公告。	は、商標局は初歩審定の決定を行い公告する。	注册申请文件之日起九个月内	を受領した日から 9 ヶ月以内に審査 を完了させなければならない。本法の
	ран у «Э» 	审查完毕,符合本法有关规定	関係規定を満たすとき、初歩査定の決
		的,予以 <u>初步审定</u> 公告。	定を行い、公告する。
		第二十九条 在审查过程中,商	第二十九条 審査の過程において、
		标局认为商标注册申请内容需	商標局は商標登録出願の内容につい

第二十八条 申请注册的 商标,凡不符合本法有关规定或 者同他人在同一种商品或者类 似商品上已经注册的或者初步 审定的商标相同或者近似的,由 商标局驳回申请,不予公告。 第二十九条 两个或者两个以上的商标注册申请人,在同一种商品或者类似商品上,以相同或者近似的商标申请注册的,初步审定并公告申请在先的商	第二十八条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。 第二十九条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩審定をし公告する。同日の出願については、先に使用された	要说明或者修正的,可以要求申请人做出说明或者修正。申请人未做出说明或者修正的,不影响商标局做出审查决定。 第三十条 申请注册的商标,凡不符合本法有关规定或者同他人在同一种商品或者类似商品上已经注册的或者初步审定的商标相同或者近似的,由商标局驳回申请,不予公告。 第三十一条 两个或者两个以上的商标注册申请人,以相同或者类似商品上,以相同或者类似商品上,以相同或者类似商品上,以相同或者类似商标申请注册的,初步审定并公告申请在先向商标。	て説明または修正を行う必要があると認定する場合、出願人に説明または修正を求めることができる。出願人が説明または修正を行わなかったとしても、当該事実は商標局が下す審査決定に影響を与えない。 第三十条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たさなく、または同一の商品または類似の商品において既に登録され或いは初歩査定を受けた他人の商標と同一または類似する場合、商標局はその出願を拒絶し、公告しない。 第三十一条 二人または二人以上の商標登録出願人が、同一の商品または類似の商品について、同一または類似の商標登録出願をした場合、先に出願された商標について初歩査定をし、公告する。同日の出願について、先に使用された意様について初歩査定をし、公告する。同日の出願について、先に使用された意様について初歩査定をし、公告する。同日の出願について、先に使用された意味について初歩査定をし、公告する。同日の出願について、先に使用された意味についてあままままままます。
标;同一天申请的,初步审定并 公告使用在先的商标,驳回其他 人的申请,不予公告。	た商標について初歩審定し公告し、他方の出願は拒絶する。	标;同一天申请的,初步审定并 公告使用在先的商标,驳回其他 人的申请,不予公告。	
第三十条 对初步审定的 商标,自公告之日起三个月内,	第三十条 初歩審定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、	(移至第三十三条修改)	

任何人均可以提出异议。公告期 何人も異議を申し立てることができ 满无异议的, 予以核准注册, 发 る。期間を満了しても異議申立がなか った場合、登録を許可し商標登録証を 给商标注册证,并予公告。 交付し公告する。 第三十一条 申请商标注 第三十二条 申请商标注 第三十一条 商標登録の出願は先に 第三十二条 商標登録の出願は先に 册不得损害他人现有的在先权 存在する他人の権利を侵害してはな 存在する他人の権利を侵害してはな 册不得损害他人现有的在先权 らない。他人が先に使用している一定 らない。他人が先に使用している一定 利,也不得以不正当手段抢先注 利,也不得以不正当手段抢先注 の影響力のある商標を不正な手段で の影響力を有する商標を不正な手段 册他人已经使用并有一定影响 册他人已经使用并有一定影响 で駆抜登録してはならない。 登録してはならない。 的商标。 的商标。 (第三十条 对初步审定的 第三十三条 对初步审定公 第三十三条 初歩査定を受け、公告 (第三十条 初歩審定された商標に ついて、その公告の日から3ヵ月以内 された商標について、その公告日より 商标, 自公告之日起三个月内, 告的商标,自公告之日起三个月 に、何人も異議を申し立てることがで 3ヵ月以内に、先行権利の権利者、利 内,在先权利人、利害关系人认 任何人均可以提出异议。公告期 きる。期間を満了しても異議申立がな 害関係者が本法第十三条第二項及び 满无异议的, 予以核准注册, 发 为违反本法第十三条第二款和 かった場合、登録を許可し商標登録証 第三項、第十五条、第十六条第一項、 给商标注册证.并予公告。) 第三款、第十五条、第十六条第 を交付し公告する。) 第三十条、第三十一条、第三十二条の 一款、第三十条、第三十一条、 規定に違反したと理解する場合、また は何人も本法第十条、第十一条、第十 第三十二条规定的,或者任何人 二条の規定に違反したと理解する場 认为违反本法第十条、第十一 合、商標局に異議を申し立てることが 条、第十二条规定的,可以向商 できる。公告期間が満了しても異議が 标局提出异议。公告期满无异议 なかった場合、登録を許可し、商標登 的,予以核准注册,发给商标注 録証を交付し、公告する。 册证,并予公告。

第三十二条 对驳回申请、不予公告的商标,商标局应当书面通知商标注册申请人。商标注册申请人不服的,可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审,由商标评审委员会做出决定,并书面通知申请人。当事人对商标评审委员会的决定不服的,可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。

第三十二条 出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。

当事者は商標評審委員会の決定に 不服がある場合、通知を受領した日か ら 30 日以内に人民法院に訴えを提起 することができる。 第三十四条 对驳回申请、不予公告的商标,商标局应当书面通知商标注册申请人。商标注册申请人不服的,可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出决定,并书面通知申请人。有特殊情况需要延长的,经国务院工商行政管理部门批准,可以延长三个月。当事人对商标评审委员会的决定不服的,可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。

第三十五条 对初步审定

公告的商标提出异议的,商标局

应当听取异议人和被异议人陈

述事实和理由,经调查核实后,

自公告期满之日起十二个月内

做出是否准予注册的决定,并书

面通知异议人和被异议人。有特

第三十三条 初歩審定され公告され た商標に対して異議申立があるとき は、商標局は異議申立人及び被異議申 立人が陳述する事実及び理由を聴取 し、調査をして事実を明らかにした 後、決定を下さなければならない。当 事者は不服があるときは、通知を受領 した日から15日以内に、商標評審委員

第三十四条 出願が拒絶され、公告 されない商標について、商標局は商標 登録出願人に書面により通知しなけ ればならない。商標登録出願人がこの 決定に不服があるとき、通知を受領し た日から 15 日以内に、商標評審委員 会に再審を申請することができる。商 標評審委員会は再審申請の受領日か ら9ヶ月以内に決定を下し、かつ申請 人に書面により通知しなければなら ない。特殊な状況があって延長が必要 な場合、国務院工商行政管理部門の許 可を得て3ヶ月延長することができ る。当事者が商標評審委員会の決定に 不服があるとき、通知を受領した日か ら30日以内に人民法院に提訴するこ とができる。

第三十五条 初歩査定を受け、公告 された商標に対し異議が申し立てら れた場合、商標局は異議申立人及び被 異議申立人が陳述した事実及び理由 を聴取し、調査をして事実を明らかに した後、公告期間満了日から12ヶ月以 内に登録を許可するか否かについて 決定を下し、書面により異議申立人と

第三十三条 对初步审定、 予以公告的商标提出异议的,商 标局应当听取异议人和被异议 人陈述事实和理由,经调查核实 后,做出裁定。当事人不服的, 可以自收到通知之日起十五日 内向商标评审委员会申请复审, 由商标评审委员会做出裁定,并 书面通知异议人和被异议人。

当事人对商标评审委员会的裁定不服的,可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标复审程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。

会に再審を請求することができる。商 標評審委員会は裁定を下し、異議申立 人及び被異議申立人に書面で通知す る。

当事者は商標評審委員会の裁定に 不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起 することができる。人民法院は、商標 再審段階での相手方当事者に対し第 三者として訴訟に参加する旨を通知 しなければならない。 殊情况需要延长的,经国务院工 商行政管理部门批准,可以延长 <u>六个月。</u>

商标局做出准予注册决定的,发给商标注册证,并予公告。 异议人不服的,可以依照本法第四十四条、第四十五条的规定向商标评审委员会请求宣告该注册商标无效。

商标局做出不予注册决定,被异议人不服的,可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。商标评审委员会应当自收到申请之日起十二个月内做出复审决定,并书面通知异议人和被异议人。有特殊情况需要延长的,经国务院工商行政管理部门批准,可以延长<u>六个</u>月。被异议人对商标评审委员会

被異議申立人に通知しなければならない。特殊な状況があって延長が必要な場合、国務院工商行政管理部門の許可を得て6ヶ月延長することができる。

商標局が登録査定の決定を下した場合、商標登録証を交付し、かつ公告する。異議申立人が不服のある場合、本法第四十四条、第四十五条の規定に基づき、商標評審委員会に対し、当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が拒絶査定の決定を下し、被 異議申立人が不服のある場合、通知を 受領した日から15日以内に商標評審 委員会に再審を申請することができ る。商標評審委員会は申請を受領した 日より12ヶ月以内に再審決定を下し、 書面により異議申立人及び被異議申 立人に通知しなければならない。特殊 な状況があって延長が必要な場合、国 務院工商行政管理部門の許可を得て6 ヶ月延長することができる。被異議申 立人は商標評審委員会の決定に不服 がある場合、通知を受領した日から30

的决定不服的,可以自收到<u>通知</u> 之日起<u>三十日</u>内向人民法院起 诉。人民法院应当通知异议人作 为第三人参加诉讼。

商标评审委员会在依照前 款规定进行复审的过程中,所涉 及的在先权利的确定必须以人 民法院正在审理或者行政机关 正在处理的另一案件的结果为 依据的,可以中止审查。中止原 因消除后,应当恢复审查程序。 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は第三者として訴訟に参加する旨を異議申立人に通知しなければならない。

商標評審委員会が前項の規定に従って再審を行う過程において、関連する先行権利の確定が人民法院による審理中の、あるいは、行政機関による処理中のほかの案件の結果を根拠としなければならない場合に、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後に、審査手続を再開しなければならない。

第三十四条 当事人在法定期限内对商标局做出的裁定不申请复审或者对商标评审委员会做出的裁定不向人民法院起诉的,裁定生效。

经裁定异议不能成立的,予 以核准注册,发给商标注册证, 并予公告;经裁定异议成立的, 不予核准注册。 第三十四条 当事者が法律で定める 期限内に商標局の裁定に対して再審 を請求しないか、又は商標評審委員会 の裁定に対して人民法院に訴えを提 起しない場合、裁定は効力を発生す る。

裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立すると決定されたときは、登録を認めない。

第三十六条 法定期限届满,当 事人对商标局做出的驳回申请 决定、不予注册决定不申请复审 或者对商标评审委员会做出的 复审决定不向人民法院起诉的, 驳回申请决定、不予注册决定或 者复审决定生效。

经审查异议不成立而准予

第三十六条 法定期限満了前に、当事者は商標局による<u>出願拒絶査定、登録拒絶決定(異議拒絶決定)</u>に対して再審を請求しなく、或いは、商標評審委員会による<u>再審決定</u>に対して人民法院に提訴しない場合、<u>出願拒絶決定、登録拒絶決定または再審決定は</u>発効する。

審査を経て異議が成立せず、登録が 認められた商標は、商標登録出願人が 得る商標専用権の期間は初歩査定公

经裁定异议不能成立而核 告3ヶ月満了日から起算する。同商標 裁定により異議が成立しないと決 注册的商标,商标注册申请人取 定され登録を許可した場合、商標登録 准注册的, 商标注册申请人取得 の公告期間満了日から登録査定まで 得商标专用权的时间自初步审 出願人が取得する商標専用権の期間 に、他人が同一または類似の商品につ 商标专用权的时间自初审公告 定公告三个月期满之日起计算。 は、初歩審定の公告後3ヶ月が満了し いて同商標と同一または類似の標章 三个月期满之日起计算。 た日より起算する。 を使用する行為に対して、遡及力を有 自该商标公告期满之日起至准 しない。但し、この使用者が悪意によ 予注册决定做出前,对他人在同 り商標登録者に損失を与える場合に 一种或者类似商品上使用与该 は、賠償しなければならない。 商标相同或者近似的标志的行 为不具有追溯力: 但是, 因该使 用人的恶意给商标注册人造成 的损失,应当给予赔偿。 第三十五条 对商标注册 第三十七条 对商标注册 第三十五条 商標登録出願と商標再 第三十七条 商標登録出願及び商標 審請求は、直ちに審査しなければなら 再審申請に対し、直ちに審査しなけれ 申请和商标复审申请应当及时 申请和商标复审申请应当及时 ばならない。 ない。 讲行审查。 进行审查。 第三十六条 商标注册申 第三十八条 商标注册申 第三十六条 商標登録出願人又は登 第三十八条 商標登録出願人または 请人或者注册人发现商标申请 録人は、商標の出願書類又は登録書類 请人或者注册人发现商标申请 登録者は、商標の出願書類または登録 に明らかな誤りを発見した場合、訂正 書類に明らかな誤りを発見した場合、 文件或者注册文件有明显错误 文件或者注册文件有明显错误 を請求することができる。商標局は法 訂正を請求することができる。商標局 的,可以申请更正。商标局依法 的,可以申请更正。商标局依法 律に基づき、職権の範囲内でそれを訂 は法律に基づき、職権の範囲内でそれ 在其职权范围内作出更正, 并通 在其职权范围内作出更正,并通 正し、あわせて当事者に通知する。 を訂正し、当事者に通知する。 知当事人。 前項でいう誤記の訂正は、商標の出 知当事人。 前項でいう誤りの訂正は、商標の出 願書類または登録書類の実質的な内 願書類又は登録書類の実質的な内容 前款所称更正错误不涉及 前款所称更正错误不涉及

容を含まない。

を含まない。

商标申请文件或者注册文件的		商标申请文件或者注册文件的	
实质性内容。		实质性内容。	
第四章 注册商标的续展、转让	第四章 登録商標の更新、変更、譲	第四章 注册商标的续展、变	第四章 登録商標の更新、変更、譲
和使用许可	渡及び使用許諾	更、转让和使用许可	渡及び使用許諾
第三十七条 注册商标的	第三十七条 登録商標の有効期間は	第三十九条 注册商标的	第三十九条 登録商標の有効期間は
有效期为十年,自核准注册之日	10年とし、当該商標の登録日から起算	有效期为十年,自核准注册之日	10 年とし、同商標の登録日から起算
起计算。	する。	起计算。	する。
第三十八条 注册商标有	第三十八条 登録商標の存続期間が	第四十条 注册商标有效	第四十条 登録商標の有効期間が満
效期满,需要继续使用的,应当	満了し、継続して使用する必要がある	期满,需要继续使用的,应当在	了した後も、継続して使用する必要が
在期满前六个月内申请续展注	ときは、期間満了前6ヵ月以内に更新	期满前十二个月内按照规定办	ある場合、商標登録者は <u>期間満了前12</u>
一 一册;在此期间未能提出申请的;	登録の出願をしなければならない。こ	理续展手续; 在此期间未能办理	カ月以内に規定に従って更新手続を
可以给予六个月的宽展期。宽展	の期間に出願できないときは、6ヵ月	的,可以给予六个月的宽展期。	行わなければならない。この期間内に
期满仍未提出申请的,注销其注	の延長期間を与えることができる。延 長期間を満了して出願しないときは、	每次续展注册的有效期为	手続きが行われない場合、6ヵ月の猶 予期間を与える。毎回の登録更新の有
	大効间を両了して山嶼しないとさな、 その登録商標を取消す。		対期間は4元3。毎回の登録更初の有
一 一	毎回の更新登録の有効期間は10年	十年,自该商标上一届有效期满	効期間満了日の翌日から起算する。猶
每次续展注册的有效期为	とする。	次日起计算。期满未办理续展手	予期間の満了までに更新手続が行わ
十年。	更新登録は審査により許可された	续的,注销其注册商标。	れない場合、同商標の登録は取消され
续展注册经核准后,予以公	後、公告される。	商标局应当对续展注册的	<u>る。</u>
告		商标予以公告。	商標局は、登録商標の更新を公告し
			なければならない。
(第二十三条 注册商标需	(第二十三条、登録商標が登録者の	第四十一条 注册商标需	第四十一条 登録商標について、登
要变更注册人的名义、地址或者	名義、住所又はその他の登録事項を変	要变更注册人的名义、地址或者	録者の名義、住所またはその他の登録
	更する必要がある場合には、変更出願		事項を変更する必要がある場合、変更

其他注册事项的,应当提出变更	をしなければならない。)	其他注册事项的,应当提出变更	申請を提出しなければならない。
申请。)		申请。	
第三十九条 转让注册商	第三十九条 登録商標を譲渡すると	第四十二条 转让注册商	第四十二条 登録商標を譲渡する場
标的,转让人和受让人应当签订	きは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締	标的,转让人和受让人应当签订	合、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結
转让协议,并共同向商标局提出	結し、共同して商標局に申請しなけれ	转让协议,并共同向商标局提出	し、共同で商標局に申請を提出しなけ
申请。受让人应当保证使用该注	ばならない。譲受人は使用するその登 録商標の商品の品質を保証しなけれ	申请。受让人应当保证使用该注	ればならない。譲受人は同登録商標を 使用する商品の品質を保証しなけれ
册商标的商品质量。	ばならない。	册商标的商品质量。	ばならない。
	•	转让注册商标的,商标注册	登録商標を譲渡する場合、商標登録
		人对其在同一种商品上注册的	者は同一商品において登録を受けた
		近似的商标,或者在类似商品上	類似商標、或いは、類似商品において
		注册的相同或者近似的商标,应	登録を受けた同一または類似の商標
		当一并转让。 对容易导致混淆或者有其	<u>を一括で譲渡しなければならない。</u> 混同を引き起こしやすく、或いは、
		他不良影响的转让,商标局不予	<u> </u>
		核准,书面通知申请人并说明理	ついては、商標局は許可せず、書面に
牡儿冷皿幸仁应校垛 户。 マ		由。	より申請人に通知し、かつその理由を
转让注册商标经核准后,予	登録商標の譲渡は、許可された後公	转让注册商标经核准后,予	<u>説明する。</u>
以公告。受让人自公告之日起享	告される。譲受人はその公告日より商	以公告。受让人自公告之日起享	登録商標の譲渡は、許可された後に
有商标专用权。	標専用権を享有する。	有商标专用权。	公告される。譲受人は公告日から商標
Ada prot 1 Au 1 - 1 - 1 1		AMA PITE 1 → An → 1 → 1 → 1 → 1 → 1	専用権を有する。
第四十条 商标注册人可	第四十条 商標登録人は商標使用許	第四十三条 商标注册人	第四十三条 商標登録者は商標使用
以通过签订商标使用许可合同,	諾契約を締結することで他人にその	可以通过签订商标使用许可合	許諾契約を締結することにより他人
许可他人使用其注册商标。许可	登録商標を使用することを許諾する	 同,许可他人使用其注册商标。	に同登録商標の使用を許諾すること
	ことができる。許諾者は被許諾者がそ		ができる。許諾者は被許諾者が同登録

人应当监督被许可人使用其注 册商标的商品质量。被许可人应 当保证使用该注册商标的商品 质量。

经许可使用他人注册商标 的,必须在使用该注册商标的商 品上标明被许可人的名称和商 品产地。

商标使用许可合同应当报商标局备案。

の登録商標を使用する商品の品質を 監督しなければならない。被許諾者は その登録商標を使用する商品の品質 を保証しなければならない。

他人の登録商標を使用することを 許諾されているときは、その登録商標 の商品に被許諾者の名称及び商品の 原産地を明記しなければならない。

商標使用許諾の契約は商標局に届出なければならない。

许可人应当监督被许可人使用 其注册商标的商品质量。被许可 人应当保证使用该注册商标的 商品质量。

经许可使用他人注册商标 的,必须在使用该注册商标的商 品上标明被许可人的名称和商 品产地。

许可他人使用其注册商标 的,许可人应当将其商标使用许 可报商标局备案,由商标局公 告。商标使用许可未经备案不得 对抗善意第三人。 商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は同登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾により他人の登録商標を使用する場合、同登録商標を使用する商品において被許諾者の名称及び商品の産地を明記しなければならない。

他人に登録商標の使用を許諾する 場合、許諾者はその商標使用許諾を商標局に届出なければならず、商標局に より公告される。届出の手続きが行われていない商標使用許諾は善意の第 三者に対抗することができない。

第五章 注册商标争议的裁定

第四十一条 已经注册的 商标,违反本法第十条、第十一 条、第十二条规定的,或者是以 欺骗手段或者其他不正当手段 取得注册的,由商标局撤销该注 册商标;其他单位或者个人可以 第五章 登録商標争議の裁定

第四十一条 登録された商標がこの 法律第十条、第十一条、第十二条の規 定に違反している場合、又は欺瞞的な 手段又はその他の不正な手段で登録 を得た場合は、商標局はその登録商標 を取消す。その他の事業単位又は個人 は、商標評審委員会にその登録商標の 取消についての裁定を請求すること 第五章 注册商标的无效宣告

第四十四条 已经注册的 商标,违反本法第十条、第十一 条、第十二条规定的,或者是以 欺骗手段或者其他不正当手段 取得注册的,由商标局宣告该注 册商标无效;其他单位或者个人 第五章 登録商標の無効宣告

第四十四条 登録済の商標について、本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反し、或いは、欺瞞的手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得した場合、商標局は同登録商標の無効を宣告する。その他の単位または個人は、商標評審委員会に対して同登録商標の無効宣告を請求すること

请求商标评审委员会裁定撤销该注册商标。

已经注册的商标,违反本法 第十三条、第十五条、第十六条、 第三十一条规定的,自商标注册 之日起五年内,商标所有人或者 利害关系人可以请求商标评审 委员会裁定撤销该注册商标。对 恶意注册的,驰名商标所有人不 受五年的时间限制。

除前两款规定的情形外,对 已经注册的商标有争议的,可以 自该商标经核准注册之日起五 年内,向商标评审委员会申请裁 定。

商标评审委员会收到裁定 申请后,应当通知有关当事人, 并限期提出答辩。 ができる。

登録された商標がこの法律第十三 条、第十五条、第十六条、第三十一条 の規定に違反している場合、商標の登 録日から5年以内に、商標所有人又は 利害関係者は商標評審委員会にその 登録商標の取消について裁定を請求 することができる。ただし、悪意によ る登録、著名商標の所有者に対しては 5年の期間制限を受けない。

前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合は、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。

商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を求めなければならない。

可以请求商标评审委员会宣告该注册商标无效。

(第二款移至第四十五条)

商标局做出宣告注册商标 无效的决定,应当书面通知当事 人。当事人对商标局的决定不服 的,可以自收到通知之日起十五 日内向商标评审委员会申请复 审,<u>商标评审委员会应当自收到</u> 申请之日起九个月内,并书面通 知当事人。有特殊情况需要延长 的,经国务院工商行政管理部门 批准,可以延长<u>三个月</u>。当事人 ができる。

商標局は登録商標の無効宣告決定 を下す場合、当事者に書面により通知 しなければならない。当事者は商標局 の決定に不服がある場合、通知を受領 した日から15日以内に商標評審委員 会に再審を申請することができる。商 標評審委員会は申請を受領した日か ら9ヶ月以内に決定を下し、かつ当事 者に書面により通知しなければなら ない。特殊な状況があって延長が必要 な場合、国務院工商行政管理部門の許 可を得て3ヶ月延長することができ る。当事者は商標評審委員会の決定に 不服がある場合、通知を受領した日か ら30日以内に人民法院に提訴するこ とができる。

その他の単位または個人が商標評審委員会に登録商標無効宣告を請求する場合、商標評審委員会は申請を受領した後に、関係当事者に書面により通知し、かつ期限を定めて答弁書の提出を求める。商標評審委員会は申請を受領した日から9ヶ月以内に登録商標維持または登録商標無効宣告の決

第四十二条 对核准注册前己 第四十二条 異議申立を経て登録 经提出异议并经裁定的商标,不 可された商標については、同一の事		定を下し、当事者に書面により通知しなければならない。特殊な状況があって延長が必要な場合、国務院工商行政管理部門の許可を得て3ヶ月延長することができる。当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は第三者として訴訟に参加する旨を相手方当事者に通知しなければならない。
--	--	---

得再以相同的事实和理由申请 及び理由で再び裁定を請求すること 裁定。 はできない。 第四十三条 第四十三条 第四十五条 登録済の商標につい 第四十五条 已经注册的商标, て、本法第十三条第二項及び第三項、 违反本法第十三条第二款和第 第十五条、第十六条第一項、第三十条、 三款、第十五条、第十六条第一 第三十一条、第三十二条の規定に違反 する場合、商標登録日から5年以内に 款、第三十条、第三十一条、第 先行権利者または利害関係者は商標 三十二条规定的,自商标注册之 評審委員会に同登録商標の無効宣告 日起五年内,在先权利人或者利 を請求することができる。悪意による 登録の場合、著名商標の所有者は5年 害关系人可以请求商标评审委 の期限制限を受けない。 员会宣告该注册商标无效。对恶 商标评审委员会做出维持 商標評審委員会は、争いがある登録 商標評審委員会は登録商標無効官 意注册的, 驰名商标所有人不受 或者撤销注册商标的裁定后, 应 商標の維持又は取消を裁定した後、関 告の申請を受領した後に、関係当事者 当书面通知有关当事人。 係する当事者に書面で通知しなけれ 五年的时间限制。 に書面により通知し、かつ期限を定め て答弁の提出を求める。商標評審委員 ばならない。 当事人对商标评审委员会 商标评审委员会收到宣告 当事者は商標評審委員会の裁定に 会は申請を受領した日から12ヶ月以 的裁定不服的,可以自收到通知 注册商标无效的申请后,应当书 不服がある場合、通知を受領した日か 内に登録商標維持または登録商標無 之日起三十日内向人民法院起 ら30日以内に、人民法院に対して訴え 面通知有关当事人,并限期提出 効宣告の裁定を下し、かつ当事者に書

を提起することができる。人民法院は

商標裁定手続きの相手側の当事者に

第三者として訴訟に参加する旨を通

知しなければならない。

诉。人民法院应当通知商标裁定

程序的对方当事人作为第三人

参加诉讼。

答辩。商标评审委员会应当自收

到申请之日起十二个月内做出

维持注册商标或者宣告注册商

标无效的裁定,并书面通知当事

面により通知しなければならない。特

殊な状況があって延長が必要な場合、

国務院工商行政管理部門の許可を得

て6ヶ月延長することができる。 当事 者は商標評審委員会の決定に不服が

ある場合、通知を受領した日から30

		人。有特殊情况需要延长的,经	日以内に人民法院に提訴することが
		 国务院工商行政管理部门批准,	できる。人民法院は第三者として訴訟
			に参加する旨を相手方当事者に通知
		可以延长 <u>六个月</u> 。当事人对商标	しなければならない。
		评审委员会的裁定不服的,可以	商標評審委員会が前項の規定に従
		自收到通知之日起三十日内向	って無効宣告請求を審査する過程に
			おいて、関連する先行権利の確定が人
		人民法院起诉。人民法院应当通	民法院による審理中の、あるいは、行
		知商标裁定程序的对方当事人	政機関による処理中のほかの案件の
		 作为第三人参加诉讼。	結果を根拠としなければならない場
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	合に、審査を中止することができる。
		商标评审委员会在依照前	中止の原因が解消された後に、審査手
		款规定对无效宣告请求进行审	続を再開しなければならない。
		查的过程中,所涉及的在先权利	
		的确定必须以人民法院正在审	
		理或者行政机关正在处理的另	
		一案件的结果为依据的,可以中	
		上审查。中止原因消除后,应当	
		恢复审查程序。	
		第四十六条 法定期限届满,当	 第四十六条 法定期限満了前に、当
		事人对商标局宣告注册商标无	事者は商標局による登録商標無効宣
			 告の決定に対して再審を申請しなく、
		效的决定不申请复审或者对商	或いは、商標評審委員会による再審決
		标评审委员会的复审决定、维持	W. C. LEINEL B. A.M. C. O. L. B. C.
L-	*		

対的裁定不向人民法院起诉的, 商标局的决定或者商标评审委员会的复审决定、裁定生效。 第四十七条 依照本法第四十四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标,由商标局予以公告, 该注册商标专用权视为自始即不存在。 宣告注册商标无效的决定或者裁定, 对宣告无效的人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用。 無例宣告的决定又は裁定、编件事和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用。 完成 是是限行的商标转让或者使用。 如理決定、並びに、既に履行された商標権侵害案件	 		
商标局的决定或者商标评审委员会的复审决定、裁定生效。 第四十七条 依照本法第四十四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标,由商标局予以公告,该注册商标专用权视为自始即不存在。宣告注册商标无效的决定或者裁定,对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的判决。就定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的判决。就定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用论可全同不具有追溯和。但是		注册商标或者宣告注册商标无	定、登録商標維持若しくは登録商標無
日のが同的状定或者自体に甲安 员会的复审决定、裁定生效。 第四十七条 依照本法第四十四条、第四十五条的规定宣告无 效的注册商标,由商标局予以公告,该注册商标专用权视为自始即不存在。 宣告注册商标无效的决定或者裁定,对宣告无效的人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用的变量理部件或者使用的变量,可以是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不		效的裁定不向人民法院起诉的,	効宣告の裁定に対して人民法院に対
及会的复审决定、裁定生效。 第四十七条 依照本法第四十四条、第四十七条 施照本法第四十四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标,由商标局予以公告,该注册商标专用权视为自始即不存在。 宣告注册商标无效的决定或者裁定,对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用论可全同不具有追溯和。但是现在是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和。但是现于成功,是不是有证别和,但是是不是有证别和,但是是不是有证别和,但是是不是不是有证别和,但是是不是不是不是可以证明的证明,这种证明,是不是不是有证别和,但是是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是不是		商标局的决定或者商标评审委	して提訴しない場合、商標局の決定ま
第四十七条 依照本法第四十四条、第四十七条 <u>商標法第四十四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标,由商标局予以公告,该注册商标专用权</u> 视为自始即不存在。 宣告注册商标无效的决定或者裁定,对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的判决。裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用。 近面全面不具有追溯力、但是			たは商標評審委員会の再審決定、裁定
四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标,由商标局予以公告,这注册商标专用权视为自始即不存在。 宣告注册商标无效的决定或者裁定,对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用法可全同不具有追溯力。但是		贝会的复甲伏疋、枞疋生效。	は発効する。
数的注册商标,由商标局予以公告, <u>该注册商标专用权</u> 视为自始即不存在。 <u>宣告注册商标无效的决定或者裁定,对宣告无效的人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用选证可全局不具有追溯力、但是</u>		第四十七条 依照本法第四十	第四十七条 <u>商標法第四十四条、第</u>
告, <u>该注册商标专用权</u> 视为自始即不存在。 <u>宣告注册商标无效的决定或者裁定</u> ,对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用企可全同不具有追溯力。但是		四条、第四十五条的规定宣告无	四十五の規定により無効が宣告され
即不存在。 宣告注册商标无效的决定			た登録商標は、商標局により公告さ
宣告注册商标无效的决定 或者裁定,对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商 行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用 许可全同不具有追溯力。但是			れ、同登録商標の専用権は初めから存
或者裁定,对宣告无效前人民法院は、無効宣告前に人民法院により下に、無効宣告前に人民法院により下に、無効宣告前に人民法院により下され、かった、既に執行された商標権侵害を持て、というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが		1 7 14 7	在しなかったものと見なす。
院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用许可全国不具有追溯力。但是			登録商標無効宣告の決定又は裁定
件的判決、裁定、调解书和工商 行政管理部门做出并已执行的 商标侵权案件的处理决定以及 已经履行的商标转让或者使用 许可全国不具有追溯力。但具			は、無効宣告前に人民法院により下さ
行政管理部门做出并已执行的 商标侵权案件的处理决定以及 已经履行的商标转让或者使用 许可全国不具有追溯力。但是			れ、かつ、既に執行された商標権侵害
商标侵权案件的处理决定以及 已经履行的商标转让或者使用 许可全局不具有追溯力、但具			案件の判決または裁定、調停書、及び、
已经履行的商标转让或者使用 少、既に報行された間標権及音楽性の と可令同不具有追溯力 但具			工商行政管理部門により下され、か
			つ、既に執行された商標権侵害案件の
			処理決定、並びに、既に履行された商
		许可合同不具有追溯力。但是,	標譲渡または使用許諾契約に対して、
因商标注册人的恶意给他人造 遡及力を有しない。但し、商標登録			遡及力を有しない。但し、商標登録者
成的损失,应当给予赔偿。の悪意により他人に損失を与えた場			の悪意により他人に損失を与えた場
依照前款规定不返还商标合には、賠償しなければならない。			合には、賠償しなければならない。
一			前項規定により商標権侵害賠償金、
使用费、明显违反公平原则的、商標譲渡費、商標使用料を返還しない			商標譲渡費、商標使用料を返還しない
应当全部或者部分返还。 広当全部或者部分返还。		<u></u>	ことは、明らかに公平原則に反する場
			合、全部または一部を返還しなければ

			ならない。
第六章 商标使用的管理	第六章 商標使用の管理	第六章 商标使用的管理	第六章 商標使用の管理
		第四十八条 本法所称商标的 使用,是指将商标用于商品、商 品包装或者容器以及商品交易 文书上,或者将商标用于广告宣	第四十八条 本法にいう商標の使用 とは、商標を商品、商品の包装若しく は容器、及び商品取引書類に付し、或 いは、商標を広告宣伝、展示及びその 他の商業活動に用い、商品の出所の識
		传、展览以及其他商业活动中, 用于识别商品来源的行为。	別に用いられる行為をいう。
第四十四条 使用注册商标,有下列行为之一的,由商标局责令限期改正或者撤销其注册商标: (一)自行改变注册商标的; (二)自行改变注册商标的注册人名义的、地址或者其他注册事项的; (三)自行转让注册商标的; (四)连续三年停止使用的。	第四十四条 登録商標の使用において、次の各号行為の一があるときは、商標局は期間を定めて是正を命じ又はその登録商標を取消す。 (一)登録商標を許可なく変更したとき (二)登録商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき (三)登録商標を許可なしに譲渡したとき (四)継続して3年間使用しなかったとき	第四十九条 商标注册人在使用注册商标的过程中,自行改变注册商标、注册人名义、地址或者其他注册事项的,由地方工商行政管理部门责令限期改正;期满不改正的,由商标局撤销其注册商标。 注册商标成为其核定使用的商品的通用名称或者没有正当理由连续三年不使用的,任何	第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、自ら登録商標、登録者名義、住所またはその他の登録事項を変更した場合、地方工商行政管理部門は期限を定めて是正を命じる。期間以内で是正しない場合、商標局はその登録商標を取り消す。 登録商標が許可された商品の普通名称になった場合、或いは、正当な理由なく継続して3年間使用されなかった場合、いかなる単位または個人は商標局に同登録商標の取消を申請することができる。商標局が申請を受領
		单位或者个人可以向商标局申 请撤销该注册商标。商标局应当	した日から9ヶ月以内に決定を下さなければならない。特殊な状況があって 延長が必要な場合、国務院工商行政管

第四十五条 使用注册商标,其商品粗制滥造,以次充好,欺骗消费者的,由各级工商行政管理部门分别不同情况,责令限期改正,并可以予以通报或者处以罚款,或者由商标局撤销其注册商标。 第四十六条 注册商标被	第四十五条 登録商標を使用している商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞しているときは、各クラスの工商行政管理部門は、それぞれの状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消すことができる。		理部門の許可を得て3ヶ月延長することができる。
撤销的或者期满不再续展的,自撤销或者注销之日起一年内,商标局对与该商标相同或者近似的商标注}册申请,不予核准。	は期間満了し更新されていないときは、取消又は消滅の日から1年以内は、商標局はその商標と同じか又は類似する商標の登録を認めない。	销、被宣告无效或者期满不再续 展的,自撤销、宣告无效或者注 销之日起一年内,商标局对与该 商标相同或者近似的商标注册 申请,不予核准。	無効宣告され、或いは、有効期間が満了して更新されない場合、商標局は、取消、無効宣告または消滅の日から1年以内は同商標と同一または類似の商標の登録を許可しない。
第四十七条 违反本法第 六条规定的,由地方工商行政管 理部门责令限期申请注册,可以	第四十七条 この法律第六条の規定 に違反しているときは、地方の工商行 政管理部門は期間を定めて登録出願 を命じ、かつ罰金を科すことができ	第五十一条 违反本法第 六条规定的,由地方工商行政管 理部门责令限期申请注册,违法	第五十一条 本法第六条の規定に違 反する場合、地方工商行政管理部門は 期間を定めて登録出願を命じる <u>。違法</u> 経営額が5万元以上の場合、違法経営

并处罚款。	る。	经营额五万元以上的,可以处违 法经营额百分之二十以下的罚 款,没有违法经营额或者违法经 营额不足五万元的,可以处一万 元以下的罚款。	額の20%以下の罰金を科すことができる。違法経営額がなく、または違法経営額がなく、または違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。
第四十八条 使用未注册商标,有下列行为之一的,由地方工商行政管理部门予以制止,限期改正,并可以予以通报或者处以罚款: (一)冒充注册商标的;(二)违反本法第十条规定的;(三)粗制滥造,以次充好,欺骗消费者的。	第四十八条 登録されていない商標を使用し、下記の各号の行為の一つがあるときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。 (一)登録商標と偽っているとき (二)この法律第十条の規定に違反しているとき (三)粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いているとき	第五十二条 将未注册商标目充注册商标使用的,或者使用未注册商标违反本法第十条规定的,由地方工商行政管理部门予以制止,限期改正,并可以予以通报,违法经营额五万元以上的,可以处违法经营额百分之二十以下的罚款,没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的,可以处一万元以下的罚款。	第五十二条 未登録商標を登録商標と偽って使用し、または未登録商標の使用が本法第十条の規定に違反する場合、地方工商行政管理部門はこれを差し止め、期間を定めて登録出願を命じ、かつ通報することができる。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができる。違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。立法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。
第四十九条 对商标局撤 销注册商标的决定,当事人不服	第四十九条 商標局の登録商標取消 の決定について、当事者に不服がある	第五十三条 违反本法第十四 条第五款规定的,由地方工商行 政管理部门责令改正,处十万元 罚款。 第五十四条 对商标局撤 销 <u>或者不予撤销</u> 注册商标的决	第五十三条 本法第十四条第五項の 規定に違反する場合、地方工商行政管理部門は是正を命じ、10万元の罰金 を科す。 第五十四条 商標局による登録商標の取消または維持の決定に対して、当

的,可以自收到通知之日起十五	ときは、通知を受け取った日から15日	定, 当事人不服的, 可以自收到	事者は不服がある場合、通知を受領し
日内向商标评审委员会申请复	以内に商標評審委員会に再審を請求	通知之日起十五日内向商标评	た日から15日以内に商標評審委員会
审,由商标评审委员会做出决	することができる。商標評審委員会は	审委员会申请复审。商标评审委	に再審を申請することができる。商標
定,并书面通知申请人。	決定を下し、請求人に書面で通知す	员会应当自收到申请之日起九	評審委員会は申請を受領した日から9
7. 7. 14 m/2/4 1 147 Co	る。	个月内做出决定,并书面通知申	<u>ヶ月以内に決定を下し、かつ当事者に</u>
			書面により通知しなければならない。
		请人。有特殊情况需要延长的,	特殊な状況があって延長が必要な場合の表示ない。
当事人对商标评审委员会	当事者は商標評審委員会の裁定に	经国务院工商行政管理部门批	合、国務院工商行政管理部門の許可を 得て3ヶ月延長することができる。
的决定不服的,可以自收到通知	不服がある場合、通知を受領した日か	准,可以延长 <u>三个月。</u>	当事者は商標評審委員会の決定に
之日起三十日内向人民法院起	ら30日以内に、人民法院に訴えを提	当事人对商标评审委员会	不服がある場合、通知を受領した日か
诉。	起することができる。	的决定不服的,可以自收到通知	ら30日以内に人民法院に提訴するこ
		 之日起三十日内向人民法院起	とができる。
		诉。	
		910	
		第五十五条 法定期限届满,当	第五十五条 法定期限満了前に、当
		事人对商标局做出的撤销注册	事者は商標局による登録商標取消の 決定に対して再審を申請しなく、或い
		 商标的决定不申请复审或者对	は、商標評審委員会による再審決定に
			対して人民法院に提訴しない場合、登
		商标评审委员会做出的复审决	録商標取消の決定、再審決定は発効す
		定不向人民法院起诉的,撤销注	5.
		册商标的决定、复审决定生效。	取り消された登録商標は、商標局に
		被撤销的注册商标,由商标	より公告され、同登録商標の専用権は
		Manager and a contract of the track of the t	

局予以公告,该注册商标专用权

公告日をもって終了する。

		自公告之日起终止。	
第五十条 对工商行政管	第五十条 工商行政管理部門がこの	(删除第五十条)_	
理部门根据本法第四十五条、第	法律第四十五条、第四十七条、第四十		
四十七条、第四十八条的规定做	八条の規定に基づき下した罰金の決		
出的罚款决定,当事人不服的,	定について、当事者に不服があるとき		
可以自收到通知之日起十五日	は、通知を受け取った日から 15 日以		
	内に、人民法院に訴えを提起すること		
内,向人民法院起诉;期满不起	ができる。期間内に訴えが提起されないか又は決定を履行しないときは、関		
诉又不履行的, 由有关工商行政	係する工商行政管理部門は人民法院		
管理部门申请人民法院强制执	に強制執行を請求する。		
行	(- 3.2113 1 V (3 C H 3 - 3 V)		
第七章 注册商标专用权的保护	第七章 登録商標専用権の保護	第七章 注册商标专用权的保护	第七章 登録商標専用権の保護
第五十一条 注册商标的	第五十一条 登録商標の専用権は、	第五十六条 注册商标的	第五十六条 登録商標の専用権は、
专用权,以核准注册的商标和核	登録を許可された商標及び使用を定	专用权,以核准注册的商标和核	登録が許可された商標と使用が許可
定使用的商品为限。	めた商品に限られる。	定使用的商品为限。	された商品に限られる。
第五十二条 有下列行为	第五十二条 下記の各号行為の一つ	第五十七条 有下列行为	第五十七条 下記の各号行為のいず
之一的,均属侵犯注册商标专用	があるときは、登録商標専用権の侵害	之一的,均属侵犯注册商标专用	れかがある場合、登録商標専用権の侵
权:	とする。	权:	害に該当する。
(一)未经商标注册人的许	(一) 商標登録権者の許諾なしに、	(一) 未经商标注册人的许	<u>(一) 商標登録者の許諾を得ずに、</u>
可,在同一种商品或者类似商品	同一の商品又は類似の商品にその登録帝標と同様又は類似の商品にその登録を	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	同一の商品にその登録商標と同一の
上使用与其注册商标相同或者	録商標と同様又は類似する商標を使用しているとき	可,在同一种商品上使用与其注	<u>商標を使用するもの。</u> (二) 商標登録者の許諾を得ずに、
工灰用与共任加何你相问以有	M C (1.0 C 5	册商标相同的商标的;	(二) 関係登録者の計論を得りに、 同一の商品にその登録商標と類似の
	<u>l</u>		

近似的商标的:

- (二)销售侵犯注册商标专 用权的商品的:
- (三)伪造、擅自制造他人注 册商标标识或者销售伪造、擅自 制造的注册商标标识的;
- (四)未经商标注册人同意, 更换其注册商标并将该更换商 标的商品又投入市场的;
- (五)给他人的注册商标专 用权造成其他损害的。

- (二)登録商標専用権を侵害する商 品を販売しているとき
- (三)無断で他人の登録商標の標章 を偽造、無断で製造された登録商標の 標章を販売しているとき
- (四)商標登録権者の許諾を得ずに その登録商標を変更し、変更した商標 を使用する商品を市場に流通させた とき
- (五)他人の登録商標専用権にその 他の損害を与えているとき

- (二)未经商标注册人的许可,在同一种商品上使用与其注册商标近似的商标,或者在类似商品上使用与其注册商标相同或者近似的商标,容易导致混淆的:
- (三)销售侵犯注册商标专 用权的商品的:
- (四)伪造、擅自制造他人注 册商标标识或者销售伪造、擅自 制造的注册商标标识的;
- (五)未经商标注册人同意, 更换其注册商标并将该更换商 标的商品又投入市场的;
- (六)故意为侵犯他人商标 专用权行为提供便利条件,帮助 他人实施侵犯商标专用权行为 的。
- (七)给他人的注册商标专 用权造成其他损害的。

- 商標を使用し、或いは、類似の商品に その登録商標と同一または類似の商標を使用し、かつ、混同を引き起こしやすいもの。
- (三)登録商標専用権を侵害する商 品を販売するもの。
- (四)他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造し、或いは、偽造、無断で製造された登録商標の標識を販売するもの
- (五) 商標登録者の同意を得ずに、 その登録商標を取り外し、かつ新しい 商標に取り替えた商品を市場に投入 するもの
- (六)<u>他人の商標専用権を侵害する</u> 行為のために便宜を図り、他人による 商標専用権侵害行為の実施をに協力 するもの
- (七)他人の登録商標専用権にその 他の損害を与えるもの

第五十八条 将他人注册商标、	第五十八条 他人の登録商標、未登
未注册的驰名商标作为企业名	録の著名商標を企業名称の一部とし
称中的字号使用,误导公众,构	で使用し、公衆に誤認させた場合、不
成不正当竞争行为的,依照《中	正競争行為を構成し、「中華人民共和
华人民共和国反不正当竞争法》	国反不正当競争法」にしたがって処理
	<u>する</u> 。
处理。	
第五十九条 注册商标中含有的	第五十九条 登録商標に含まれる本
本商品的通用名称、图形、型号,	商品の普通名称、図形、品番、或いは、
	直接に商品の品質、主要原料、機能、
或者直接表示商品的质量、主要	用途、重量、数量及びその他の特徴を
原料、功能、用途、重量、数量	表す言葉、或いは、地名について、商
及其他特点,或者含有的地名,	標登録者は他人の正当な使用を禁止
	<u>することができない。</u>
注册商标专用权人无权禁止他	立体形状の登録商標に含まれる商
人正当使用。	品自体の性質に基づく形状、技術的効
三维标志注册商标中含有	果を得るために必須な商品形状、また
 的商品自身的性质产生的形状、	は商品に実質的価値を備えさせるた
	めの形状について、登録商標者は他人
为获得技术效果而需有的商品	<u>の正当な使用を禁止することができ</u>
形状或者使商品具有实质性价	<u>ない。</u>
值的形状,注册商标专用权人无	商標登録者が商標登録出願前に、他
	人が既に同一または類似の商品につ
权禁止他人正当使用。	いて商標登録者より先に同登録商標
商标注册人申请商标注册	と同一または類似の商標を使用し、か

前,他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使用与注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的,注册商标专用权人无权禁止该使用人在原使用范围内继续使用该商标,但可以要求其附加适当区别标识。

つ、一定の影響を有するに至っている 場合、商標登録者は当該使用者による この商標の元の使用範囲内での継続 使用を禁止することができない。ただ し、当該使用者に対して適切な区別標 識の付加を求めることができる。

第五十三条 有本法第五十二 条所列侵犯注册商标专用权行 为之一,引起纠纷的。由当事人 协商解决;不愿协商或者协商不 成的,商标注册人或者利害关系 人可以向人民法院起诉,也可以 请求工商行政管理部门处理。

工商行政管理部门处 理时,认定侵权行为成立的,责 令立即停止侵权行为,没收、销 毁侵权商品和专门用于制造侵 权商品、伪造注册商标标识的工 第五十三条 本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から15日以内に「中華

第六十条 有本法第五十七条 所列侵犯注册商标专用权行为 之一,引起纠纷的,由当事人协 商解决;不愿协商或者协商不成 的,商标注册人或者利害关系人 可以向人民法院起诉,也可以请 求工商行政管理部门处理。

工商行政管理部门处理时, 认定侵权行为成立的,责令立即 停止侵权行为,没收、销毁侵权 商品和主要用于制造侵权商品、 伪造注册商标标识的工具,违法 第六十条 本法第五十七条に定める 登録商標専用権侵害行為のいずれか 一つに該当し、紛争を引き起こした場 合、当事者の協議により解決する。協 議する意思がなく、或いは、協議が成 立しない場合、商標登録者または利害 関係者は人民法院に提訴することが でき、或いは、工商行政管理部門に処 理を請求することができる。

工商行政管理部門は処理において、 権利侵害行為成立と認定した場合、侵 害行為を即時に停止することを命じ、 権利侵害商品及び権利侵害商品の製 造、登録商標標識の偽造に主に使用さ れる器具を没収、廃棄処分し、違法経 具,并可处以罚款。当事人对处 理决定不服的,可以自收到处理 通知之日起十五日内依照《中华 人民共和国行政诉讼法》向人民 法院起诉;侵权人期满不起诉又 不履行的,工商行政管理部门可 以申请人民法院强制执行。进行 处理的工商行政管理部门根据 当事人的请求,可以就侵犯商标 专用权的赔偿数额进行调解;调 解不成的,当事人可以依照《中 华人民共和国民事诉讼法》向人 民法院起诉。

人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。

经营额五万元以上的,可以处违 法经营额五倍以下的罚款,没有 违法经营额或者违法经营额不 足五万元的,可以处二十五万元 以下的罚款。对五年内实施两次 以上商标侵权行为或者有其他 严重情节的,应当从重处罚。销 售不知道是侵犯注册商标专用 权的商品,能证明该商品是自己 合法取得并说明提供者的,由工 商行政管理部门责令停止销售。

对侵犯商标专用权的赔偿 数额的争议,当事人可以请求进 行处理的工商行政管理部门调 解,也可以依照《中华人民共和 国民事诉讼法》向人民法院起 诉。经工商行政管理部门调解, 当事人未达成协议或者调解书 生效后不履行的,当事人可以依 照《中华人民共和国民事诉讼 法》向人民法院起诉。

営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がなく、または違法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に2回以上の商標権侵害行為を実施し、或いは、その他の重大な情状がある場合、より厳重な処罰を科さなければならない。登録商標専用権を侵害した商品であることを知らずに販売し、自分が当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、その提供者を説明できる場合、工商行政管理部門により販売停止を命じる。

商標専用権侵害の賠償金額に対する争議について、当事者は行政処理を行った工商行政管理部門に対して調停を請求することができ、或いは、「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。工商行政管理部門の調停を経て、当事者が合意に至らず、或いは、調停書発効後に履行しない場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。

第五十四条 对侵犯注册 商标专用权的行为,工商行政管 理部门有权依法查处;涉嫌犯罪 的,应当及时移送司法机关依法 处理。

第五十四条 登録商標専用権を侵害 する行為に対して、工商行政管理部門 は法律より調査、処分を行う権限を有 する。犯罪の疑いがある場合、直ちに 司法機関移送し法により処理する。 第六十一条 对侵犯注册 商标专用权的行为,工商行政管 理部门有权依法查处;涉嫌犯罪 的,应当及时移送司法机关依法 处理。

第六十一条 登録商標専用権を侵害 する行為に対し、工商行政管理部門は 法に基づき調査、処理する権限を有す る。犯罪の疑いがある場合、直ちに司 法機関に移送し法により処理する。

第五十五条 县级以上工商行政管理部门根据已经取得的违法嫌疑证据或者举报,对涉嫌侵犯他人注册商标专用权的行为进行查处时,可以行使下列职权:

- (一)询问有关当事人,调查与侵犯他人注册商标专用权有 关的情况:
- (二)查阅、复制当事人与侵 权活动有关的合同、发票、帐簿 以及其他有关资料:
- (三)对当事人涉嫌从事侵犯他人注册商标专用权活动的场所实施现场检查;

(四)检查与侵权活动有关的物

第五十五条 県クラス以上の工商行政管理部門は違法の疑いのある証拠 又は通報により、他人の登録商標専用権侵害に疑義のある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。

- (一) 当事者を尋問し、他人の登録 商標専用権の侵害に関する状況を取 り調べること
- (二) 当事者の侵害行為に関係する 契約、領収書、帳簿及びその他の資料 を閲覧、複製すること
- (三)他人の登録商標専用権の侵害 行為に疑いのある場所を現場検証す ること
- (四)侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえ

第六十二条 县级以上工商行政管理部门根据已经取得的违法嫌疑证据或者举报,对涉嫌侵犯他人注册商标专用权的行为进行查处时,可以行使下列职权:

- (一)询问有关当事人,调查与侵犯他人注册商标专用权有 关的情况;
- (二)查阅、复制当事人与侵 权活动有关的合同、发票、账簿 以及其他有关资料:
- (三)对当事人涉嫌从事侵犯他人注册商标专用权活动的场所实施现场检查;
- (四)检查与侵权活动有关的物

第六十二条 県クラス以上の工商行政管理部門は既に取得した違法の疑いのある証拠または通報により、他人の登録商標専用権侵害の疑いのある行為に対し調査、処理を行う際、以下の職権を行使することができる。

- (一) 関係当事者を尋問し、他人の 登録商標専用権侵害に関する状況を 調査すること。
- (二) 当事者の権利侵害行為に関係 する契約書、領収書、帳簿及びその他 の関連資料を閲覧、複製すること。
- (三)他人の登録商標専用権の侵害 行為の疑いのある場所を現場検証す ること。
- (四)侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえ

品;对有证据证明是侵犯他人注 册商标专用权的物品,可以查封 或者扣押。

工商行政管理部门依法行 使前款规定的职权时,当事人应 当予以协助、配合,不得拒绝、 阳挠。 ること

工商行政管理部門は前項に基づき 職権を行使する場合、当事者はこれに 協力し、拒絶、妨害してはならない。 品;对有证据证明是侵犯他人注 册商标专用权的物品,可以查封 或者扣押。

工商行政管理部门依法行 使前款规定的职权时,当事人应 当予以协助、配合,不得拒绝、 阻挠。

在查处商标侵权案件过程中,对商标权属存在争议或者权利人同时向人民法院提起商标侵权诉讼的,工商行政管理部门可以中止案件的查处。中止原因消除后,应当恢复或者终结案件查处程序。

ること。

工商行政管理部門が法に基づいて 前項に定める職権を行使する場合、当 事者はこれに協力しなければならな く、拒否、妨害してはならない。

商標権侵害案件の調査、処理の過程において、商標権帰属に争議が存在し、或いは、権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起する場合、工商行政管理部門は案件の調査、処理を中止することができる。中止の原因が解消された後に、案件の調査、処理手続を再開し、或いは、終結させる。

第五十六条 侵犯商标专 用权的赔偿数额,为侵权人在侵 权期间因侵权所获得的利益,或 者被侵权人在被侵权期间因被 侵权所受到的损失,包括被侵权 人为制止侵权行为所支付的合 理开支。

第五十六条 商標専用権侵害の損害 賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵 害により得た利益又は被侵害者が侵 害された期間に侵害により受けた損 失とし、被侵害者が侵害行為を抑止す るために支払った合理的な支出を含 すた。 第六十三条 侵犯商标专用权的赔偿数额,按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定; 实际损失难以确定的,可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定;权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的,参照该商

第六十三条 商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害により受けた実際の損失に基づいて確定される。 実際の損失が確定できない場合、権利侵害者が権利侵害により得た利益に基づいて確定することができる。権利者の損失と権利侵害者の利益のいずれも確定することができない場合、同 前款所称侵权人因侵权所 得利益,或者被侵权人因被侵权 所受损失难以确定的,由人民法 院根据侵权行为的情节判决给 予五十万元以下的赔偿。

前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償を命ずる。

标许可使用费的倍数合理确定。 对恶意侵犯商标专用权,情节严 重的,可以在按照上述方法确定 数额的一倍以上三倍以下确定 赔偿数额。赔偿数额应当包括权 利人为制止侵权行为所支付的 合理开支。

人民法院为确定赔偿数额, 在权利人已经尽力举证,而与侵 权行为相关的账簿、资料主要由 侵权人掌握的情况下,可以责令 侵权人提供与侵权行为相关的 账簿、资料;侵权人不提供或者 提供虚假的账簿、资料的,人民 法院可以参考权利人的主张和 提供的证据判定赔偿数额。

权利人因被侵权所受到的 实际损失、侵权人因侵权所获得 的利益、注册商标许可使用费难 以确定的,由人民法院根据侵权 商標の許諾使用料の倍数を参考にして合理的に確定する。悪意的に商標専用権を侵害し、情状が重大な場合、上記方法に基づいて確定した金額の1倍以上3倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額は、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む。

人民法院は賠償金額を確定するため、権利者が全力で挙証した上で、権利侵害行為と関係する帳簿、資料が主に権利侵害者によって掌握されている場合、権利侵害者に対し権利侵害行為に関係する帳簿、資料の提供を命じることができる。権利侵害者が提供しなく、或いは、虚偽の帳簿、資料を提供する場合、人民法院は権利者の主張及び権利者により提供された証拠を参考して賠償金額を確定することができる。

権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により得た利益、登録商標許諾使用料のいずれも確定できない場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき300万

		行为的情节判决给予 <u>三百万元</u> <u>以下</u> 的赔偿。	元以下の賠償を命ずる。
销售不知道是侵犯注册商 标专用权的商品,能证明该商品 是自己合法取得的并说明提供 者的,不承担赔偿责任。	登録商標専用権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に説明できる場合には、損害賠償の責を負わない。	第六十四条 注册商标专用权人请求赔偿,被控侵权人以注册商标专用权人未使用注册商标提出抗辩的,人民法院可以要求注册商标专用权人提供此前三年内实际使用该注册商标的证据。注册商标专用权人不能证明因侵权行为受到其他损失的,被控侵权人不承担赔偿责任。 销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品,能证明该商品是自己合法取得并说明提供者的,不承担赔偿责任。	第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害被告が登録商標専用権者による登録商標の不使用をもって抗弁する場合、人民法院は登録商標専用権者に対してこの直前3年間に当該登録商標が実際に使用された証拠の提供を求めることができる。登録商標専用権者はこの直前3年間に当該登録商標が実際に使用されたことを証明することができず、かつ、権利侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明することができない場合、権利侵害被告は賠償責任を負わない。 登録商標専用権を侵害した商品であることを知らずに販売し、自分が当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつその提供者を説明できる場合、賠償責任を負わない。
第五十七条 商标注册人	第五十七条 商標権者又は利害関係	第六十五条 商标注册人	第六十五条 商標登録者または利害

或者利害关系人有证据证明他 人正在实施或者即将实施侵犯 其注册商标专用权的行为,如不 及时制止,将会使其合法权益受 到难以弥补的损害的,可以在起 诉前向人民法院申请采取责令 停止有关行为和财产保全的措施。

人民法院处理前款申请,适 用《中华人民共和国民事诉讼 法》第九十三条至第九十六条和 第九十九条的规定。

第五十八条 为制止侵权 行为,在证据可能灭失或者以后 难以取得的情况下,商标注册人 或者利害关系人可以在起诉前 向人民法院申请保全证据。

人民法院接受申请后,必须 在四十八小时内做出裁定;裁定 采取保全措施的,应当立即开始 执行。 者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を被る恐れがある場合には、訴えを提起する前に、人民法院に関係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。

人民法院は前項の請求を処理する にあたり、「中華人民共和国民事訴訟 法」

第九十三条から第九十六条及び第 九十九条の規定を適用する。

第五十八条 侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性がある、 又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害関係者は訴えを提起する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。

人民法院は当該請求を受領した後、 48時間以内に裁定を下さなければな らない。保全措置を採るように裁定し たものについては直ちに執行しなけ ればならない。 或者利害关系人有证据证明他 人正在实施或者即将实施侵犯 其注册商标专用权的行为,如不 及时制止,将会使其合法权益受 到难以弥补的损害的,可以依法 在起诉前向人民法院申请采取 责令停止有关行为和财产保全 的措施。

删除现行法第二款(一审稿 第二款至第五款) 関係者は、他人がその登録商標専用権 の侵害行為を行っているか、または、 行おうとしていることを証明する証 拠を有しており、これを直ちに制止し なければその合法的権益に回復しが たい損害を被る恐れがある場合、提訴 前に、法に従い関係行為の停止及び財 産の保全措置命令を採るよう人民法 院に請求することができる。

第六十六条 为制止侵权 行为,在证据可能灭失或者以后 难以取得的情况下,商标注册人 或者利害关系人可以<u>依法</u>在起 诉前向人民法院申请保全证据。

(删除第二款至第四款)

第六十六条 権利侵害行為を差し止めるに際し、証拠が消滅する可能性があり、または今後の入手が困難である場合、商標登録者または利害関係者は提訴前に、法に従い証拠の保全を人民法院に請求することができる。

人民法院可以责令申请人 提供担保,申请人不提供担保 的,驳回申请。

申请人在人民法院采取保全措施后十五日内不起诉的,人民法院应当解除保全措施。

第五十九条 未经商标注 册人许可,在同一种商品上使用 与其注册商标相同的商标,构成 犯罪的,除赔偿被侵权人的损失 外,依法追究刑事责任。

伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识,构成犯罪的,除赔偿被侵权人的损失外,依法追究刑事责任。

销售明知是假冒注册商标 的商品,构成犯罪的,除赔偿被 侵权人的损失外,依法追究刑事 责任。 人民法院は請求人に担保の提供を 命じることができる。請求人が担保を 提出しない場合には、その請求を却下 する。

請求人が、人民法院が保全措置を採用してから 15 日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。

第五十九条 商標登録者の許諾なし に、同一商品にその登録商標と同一の 商標を使用し、当該行為が犯罪を構成 する場合は、被侵害者の損失を賠償す る外に、法により刑事責任を追求す る。

他人の登録商標の標章を偽造し、無 断で製造し、若しくはその偽造し、無 断で製造した登録商標の標章を販売 することで犯罪を構成する場合は、被 侵害者の損失を賠償する外に、法によ り刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を 構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及 する。 第六十七条 未经商标注 册人许可,在同一种商品上使用 与其注册商标相同的商标,构成 犯罪的,除赔偿被侵权人的损失 外,依法追究刑事责任。

伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识,构成犯罪的,除赔偿被侵权人的损失外,依法追究刑事责任。

销售明知是假冒注册商标 的商品,构成犯罪的,除赔偿被 侵权人的损失外,依法追究刑事 责任。 第六十七条 商標登録者の許諾なしに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用することで、犯罪を構成する場合、被侵害者の損失を賠償するほかに、法により刑事責任を追及する。

他人の登録商標の標章を偽造、無断で製造し、または偽造、無断で製造された登録商標の標章を販売することで、犯罪を構成する場合、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した商品と知りな がら販売することで、犯罪を構成する 場合、被侵害者の損失を賠償するほ か、法により刑事責任を追及する。

第六十八条 商标代理<u>机构</u>有下 列行为之一的,由工商行政管理 部门责令限期改正,给予警告, 处一万元以上十万元以下的罚 款;对直接负责的主管人员和其 他直接责任人员给予警告,处五 千元以上五万元以下的罚款;<u>构</u> 成犯罪的,依法追究刑事责任:

- (一)办理商标事宜过程中,伪造、变造或者使用伪造、变造的法律文件、印章、签名的;
- (二)以诋毁其他商标代理 机构等手段招徕商标代理业务 或者以其他不正当手段扰乱商 标代理市场秩序的;

"(三)违反本法第十九条第三款、第四款规定的。

商标代理<u>机构</u>有前款规定 行为的,由工商行政管理部门记 第六十八条 商標代理機構に下記行 為のいずれかがある場合、工商行政管理部門により期限を定めて是正を命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管責任者及びその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

- (一) 商標業務処理の過程において、法律文書、印章、署名を偽造、変造し、或いは、偽造、変造した法律文書、印章、署名を使用すること。
- (二)他の商標代理機構を中傷する こと等の手段により、商標代理業務を 招致し、或いは、その他の不正手段で 商標代理市場の秩序を乱すこと。
- (三) 本法第十九条第三項、第四項 の規定に違反すること。

商標代理機構に前項に定める行為 があった場合、工商行政管理部門により信用記録に記入される。情状が重大 な場合、商標局、商標評審委員会は共 同で当該代理機構の商標代理業務に 対して受理の停止を決定することが

本上 上 古 字 上 沙 皿		入信用档案;情节严重的,商标局、商标评审委员会并可以决定停止受理其办理商标代理业务,予以公告。 商标代理机构违反诚实信用原则,侵害委托人合法利益的,应当依法承担民事责任,并由商标代理行业组织按照章程规定予以惩戒。	
第六十条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员必须秉公执法,廉洁自律,忠于职守,文明服务。商标局、商标评审委员会以及从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员不得从事商标代理业务和商品生产经营活动。	第六十条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。 商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、再審業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。	册、管理和复审工作的国家机关 工作人员必须秉公执法,廉洁自 律,忠于职守,文明服务。 商标局、商标评审委员会以	第六十九条 商標の登録、管理及び 再審業務に従事する国家機関職員は、 公平に法律を執行し、廉潔自律で、職 務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しな ければならない。 商標局、商標評審委員会及び商標の 登録、管理、再審業務に従事する国家 機関職員は、商標代理業務及び商品生 産経営活動に従事してはならない。
第六十一条 工商行政管理部门应当建立健全内部监督	第六十一条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国	第七十条 工商行政管理 部门应当建立健全内部监督制	第七十条 工商行政管理部門は健全 な内部監督制度を確立し、商標の登 録、管理及び再審業務を責務とする国

制度,对负责商标注册、管理和	家公務員の、法律及び行政法規の執行	度,对负责商标注册、管理和复	家機関職員による法律、行政法規の執
复审工作的国家机关工作人员	に対して、また規則の遵守についての	审工作的国家机关工作人员执	行及び規律遵守の状況に対して、監
执行法律、行政法规和遵守纪律	状況を監督、点検しなければならな	行法律、行政法规和遵守纪律的	督、検査を行う。
的情况,进行监督检查。	\\`\o	情况,进行监督检查。	
第六十二条 从事商标注	第六十二条 商標登録、管理及び再	第七十一条 从事商标注	第七十一条 商標の登録、管理及び
册、管理和复审工作的国家机关	審業務に従事する国家公務員は、職務	册、管理和复审工作的国家机关	再審業務に従事する国家機関職員は、
工作人员玩忽职守、滥用职权、	を怠り、職権を濫用し、情実にとらわ	 工作人员玩忽职守、滥用职权、	職務を怠り、職権を濫用し、情実にと
徇私舞弊,违法办理商标注册、	れ不正行為を行い、商標の登録、管理	徇私舞弊,违法办理商标注册、	らわれ不正行為を行い、商標の登録、
管理和复审事项,收受当事人财	及び再審を違法に処理し、当事者から	管理和复审事项,收受当事人财	管理及び再審業務を違法に処理し、当
	財物を受け取り、不正な利益をむさば		事者から金品を受け取り、不正な利益
物,牟取不正当利益,构成犯罪	り、犯罪を構成する場合は、法により 刑事責任を追及する。なお犯罪を構成	物,牟取不正当利益,构成犯罪	をむさぼることで、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯
的,依法追究刑事责任; 尚不构	加事負任を垣及りる。なわ犯罪を構成 しない場合には、法により行政処分を	的,依法追究刑事责任;尚不构	罪を構成しない場合、法により処分を
成犯罪的,依法给予行政处分。	与える。	成犯罪的,依法给予处分。	与える。
第八章 附 则	第八章 附 則	第八章 附 则	第8章 附則
第六十三条 申请商标注	第六十三条 商標登録出願及びその	第七十二条 申请商标注	第七十二条 商標登録出願及びその
册和办理其他商标事宜的,应当	他の商標事務手続をするときは、手数	册和办理其他商标事宜的,应当	他の商標業務手続を行う時、手数料を
缴纳费用,具体收费标准另定。	料を納付しなければならない。具体的	 缴纳费用,具体收费标准另定。	納付しなければならない。具体的な徴
	な手数料の基準は別に定める。		収基準は別に定める。
第六十四条 本法自 1983	第六十四条 この法律は、1983年3月	第七十三条 本法自 1983	第七十三条 本法は、1983年3月1日
年 3 月 1 日起施行。1963 年 4	1日より施行する。1963年4月10日国務	年 3 月 1 日起施行。1963 年 4	より施行する。1963年4月10日に国務
月 10 日国务院公布的《商标管	院が公布した「商標管理条例」は同と	月 10 日国务院公布的《商标管	院が公布した「商標管理条例」は同時
理条例》同时废止; 其他有关商	きに廃止する。その他の商標管理に関	理条例》同时废止; 其他有关商	に廃止する。その他の商標管理に関する場合に関する場合に関する。
	する規定は、この法律と抵触するとき		る規定は、本法と抵触する場合、同時

标管理的规定, 凡与本法抵触	は、同ときに失効する。	标管理的规定, 凡与本法抵触	に失効する。
的,同时失效。	この法律の施行前に既に登録され	的,同时失效。	本法の施行前に既に登録された商
本法施行前已经注册的商	た商標は、継続して有効とする。	本法施行前已经注册的商	標は、引き続き有効である。
标继续有效。		标继续有效。	

以上